

令和5年度

# 福島町議会

## 定例会12月会議会議録

令和5年12月12日 開会

令和5年12月12日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

令和5年12月12日（火曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	2 頁
○欠 席 議 員 .....	2 頁
○出 席 説 明 員 .....	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	2 頁
○開会・開議宣告 .....	3 頁
○町長あいさつ .....	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	4 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	5 頁
○日程第3 行政報告 .....	8 頁
1 白神防災道路の要請活動について	
2 衛生センター施設内での火災に伴う対応について	
教育行政報告 .....	9 頁
1 スポーツ	
(1) 第41回南北海道駅伝競走大会について	
2 芸術文化、文化財	
(1) 町民文化祭について	
○日程第4 一般質問 .....	9 頁
1 番 藤 山 大 .....	9 頁
(1) 福島商業高等学校の魅力化（ドローンサッカー）について	
<hr/>	
7 番 熊 野 茂 夫 .....	13 頁
(1) 9月会議での所信表明について	
<hr/>	
2 番 杉 村 志 朗 .....	19 頁
(1) どすこい直売所について	
<hr/>	
○日程第5 議案第41号 福島町浄化槽事業の設置等に関する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	22 頁
○日程第6 議案第42号 福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	24 頁
○日程第7 議案第43号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	27 頁
○日程第8 議案第44号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	28 頁
○日程第9 議案第45号 福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	30 頁
○日程第10 議案第46号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	33 頁
○日程第11 議案第47号 定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事請負契約の議決更正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	35 頁
○日程第12 議案第48号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第7号）	

	(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	36頁
○日程第13	議案第49号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	42頁
○日程第14	発委第10号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	43頁
○日程第15	選挙第5号 福島町選挙管理委員会委員の選挙について .....	44頁
○日程第16	選挙第6号 福島町選挙管理委員会委員補充員の選挙について .....	44頁
○休会	の議決 .....	45頁
○休会	宣告 .....	45頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
4 1	福島町浄化槽事業の設置等に関する条例	12月12日	原案可決
4 2	福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例	12月12日	原案可決
4 3	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	12月12日	原案可決
4 4	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	12月12日	原案可決
4 5	福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例	12月12日	原案可決
4 6	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	12月12日	原案可決
4 7	定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事請負契約の議決更正について	12月12日	原案可決
4 8	令和5年度福島町一般会計補正予算（第7号）	12月12日	原案可決
4 9	令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	12月12日	原案可決
発委 1 0	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について	12月12日	原案可決
選挙 5	福島町選挙管理委員会委員の選挙について	12月12日	当選人決定 (別途通知)
選挙 6	福島町選挙管理委員会委員補充員の選挙について	12月12日	当選人決定 (別途通知)

## 令和5年度

# 福島町議会定例会12月会議

令和5年12月12日（火曜日）第1号

### ◎議事日程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 諸般の報告   |
| 日程第3  | 行政報告  |
| 日程第4  | 一般質問  |
| 日程第5  | 議案第41号 福島町浄化槽事業の設置等に関する条例                               |
| 日程第6  | 議案第42号 福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例                       |
| 日程第7  | 議案第43号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8  | 議案第44号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                           |
| 日程第9  | 議案第45号 福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例                          |
| 日程第10 | 議案第46号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について                       |
| 日程第11 | 議案第47号 定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事請負契約の議決更正について                 |
| 日程第12 | 議案第48号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第7号）                            |
| 日程第13 | 議案第49号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）                      |
| 日程第14 | 発委第10号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について                 |
| 日程第15 | 選挙第5号 福島町選挙管理委員会委員の選挙について                               |
| 日程第16 | 選挙第6号 福島町選挙管理委員会委員補充員の選挙について                            |

### ◎会議に付した事件

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 諸般の報告   |
| 日程第3  | 行政報告  |
| 日程第4  | 一般質問  |
| 日程第5  | 議案第41号 福島町浄化槽事業の設置等に関する条例                               |
| 日程第6  | 議案第42号 福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例                       |
| 日程第7  | 議案第43号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8  | 議案第44号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                           |
| 日程第9  | 議案第45号 福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例                          |
| 日程第10 | 議案第46号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について                       |
| 日程第11 | 議案第47号 定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事請負契約の議決更正について                 |
| 日程第12 | 議案第48号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第7号）                            |
| 日程第13 | 議案第49号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）                      |
| 日程第14 | 発委第10号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について                 |
| 日程第15 | 選挙第5号 福島町選挙管理委員会委員の選挙について                               |
| 日程第16 | 選挙第6号 福島町選挙管理委員会委員補充員の選挙について                            |

◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部 幸基	副議長	9番	平野 隆雄
	1番	藤山 大		2番	杉村 志朗
	3番	佐藤 孝男		4番	小鹿 昭義
	5番	平沼 昌平		6番	木村 隆
	7番	熊野 茂夫		8番	（欠員）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海 清春	副町長	小鹿 一彦
総務課長	住吉 英之	企画課長	村田 洋臣
産業課長	福原 貴之	町民課長兼吉岡支所長兼会計管理者	深山 肇
認定こども園福島保育所園長	吉能 佳織	福祉課長	小鹿 浩二
建設課長	紙谷 一	福祉センター次長	（石岡 大志）
教育長	小野寺 則之	事務局長兼給食センター長	石岡 大志
農業委員会事務局長	（福原 貴之）	選挙管理委員会書記長	（住吉 英之）
監査委員	本庄屋 誠	監査委員	高田 重美
監査委員補助職員	（鍋谷 浩行）		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷 浩行	議会事務局議事係長	福井 理央
議会事務局議事係	角谷 里紗		

(開会 9時59分)

---

## ◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

### ○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和5年度定例会12月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

11月4日、議会基本条例諮問会議から令和5年度の答申を受けました。基本条例見直しの行動計画推進については適正に行われ、今後の方向性を「現状維持」とした内容に疑義がないとし、議会評価についても適正であり、「各種団体との懇談会」について、議会側から各団体へ呼び掛け積極的に開催されるよう望むとの内容でありました。

次期改選期に向けた課題であります、議員定数、議員のなり手不足、議会改革の見直しについては、議会運営委員会で確認し検討を開始することといたしました。

進捗状況に合わせ全員協議会に説明、意見を伺いながら集約して行く予定となっておりますので、積極的な提言を期待致しております。

11月29日開催の第67回町村議会議長全国大会はスローガンとして、「地域の実情に沿った分権型社会の確立」、「地方交付税等の一般財源総額の確保充実」、「長期的な復興支援と災害対策の確立」等を掲げ、令和6年度予算編成にあたって、具体的な37件の要望を決議いたしました。

多くの町村においては、長期的な人口減少、東京一極集中による過疎・少子高齢化、頻発する自然災害、諸物価の高騰等が深刻な問題となっております。

自主財源が乏しい中で、増大する役割に迅速・的確に対応しなければならない厳しい状況下で、課題解決に向け、議会の機能強化、多様な人材の参画を目指す環境整備に向けた強力な取り組み等も必要であるとし、我々議会人が一致結束し、果敢に行動していくことを誓うと宣言しております。

「議会の機能強化、多様な人材が参画する環境整備」については、政治分野の男女協働参画の推進、主権者教育の推進、地方議会議員の厚生年金加入、議員報酬の改善等8項目の具体的実現を目指し特別決議をしております。

福島町議会としても、宣言・決議の主旨をしっかり受け止め、厳しい状況を勘案し、より一層研鑽に励み、町民の負託に応え、活発な議会活動を推進して行かなければなりません。

師走となり、寒さも一段と厳しくなってきました。出席者各位には、お体ご自愛の上、本12月会議もまた、活発な討議が展開されます事を期待し、議事運営に協力をいただきますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和5年度定例会12月会議を開会いたします。

---

## ◎町 長 あ い さ つ

---

### ○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長のあいさつを行います。

鳴海清春町長。

### ○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会12月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、定例会12月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、国の令和5年度の補正予算が11月29日に成立してございます。補正予算の総額は13兆円規模となっており、物価高騰対策として2兆7,363億円が計上されてございます。その物価高騰対策として、低所得者世帯への支援給付金が含まれており、町では早期の支給に向けた作業を進めるため、今議会の補正予算に計上してございますので、ご理解をお願いいたします。

今、前浜では冬のアワビ獲りなどが始まっておりますが、福島吉岡漁業協同組合の取扱状況は、前年同



時期を僅かに上回っておりますが、計画額を大きく下回っており、養殖コンブや管内のイカの不漁が影響しており、厳しい経営状況が続いております。

前浜では来年の収穫に向けた養殖コンブの種付けが始まっており、来年夏の収穫に期待を寄せているところでございます。

それでは、本日の案件についてですが、まず、福島町浄化槽事業の設置等に関する条例の制定が1件、福島町選挙公報の発行に関する条例、福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び福島町国民健康保険税条例並びに福島町産業振興資金貸付条例の、それぞれの条例の一部改正が4件、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結が1件、さらに定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事請負契約の議決更正が1件となっております。

まず、1点目の福島町浄化槽事業の設置等に関する条例の制定についてですが、国からの要請に基づき官庁会計方式から公営企業会計に移行するための条例制定となっております。

2点目の福島町選挙公報の発行に関する条例の一部改正については、無投票の場合においても選挙の記録として残すため、町のホームページのみ公報を掲載できるよう改正するものであります。

3点目の福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う改正となっております。

4点目の福島町国民健康保険税条例の一部改正については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布を受けて、出産被保険者に係る軽減措置の一部改正となっております。

5点目の福島町産業振興資金貸付条例の一部改正については、近年のイカの不漁を受け、水産加工協同組合の経営基盤安定化を図るため、融資枠の拡大により発生する保証料の補給をするための一部改正となっております。

次に、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関しては、計画期間が令和5年度までで満了することを受け、第3次北海道定住自立圏共生ビジョンの策定に伴い、協定の一部を変更する協定を締結するものでございます。

続いて、定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事請負契約の議決更正についてですが、現在建設中の住宅に高断熱・高気密仕様を適用することとしたことによる議決更正となっております。

なお、一般会計の補正予算の主なものについてですが、まず、歳出において、冒頭説明したように国の物価高騰対策に伴う低所得者世帯に対する支援給付金及び福島町産業振興資金貸付条例の一部改正に伴う産業振興資金貸付金の増額及び教育施設への冷房施設備品購入費の補正となっております。

また、このたび過去の事務的なミスにより、固定資産税において過誤納還付金が増額となっております。対象の納税者の方々に大変ご迷惑をおかけし、改めてお詫びを申し上げます。

歳入につきましては、歳出における低所得者世帯への支給給付金に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額となっております。

そのようなことで、この度ご審議いただく案件は、条例の制定が1件、条例の一部改正が4件、一部を変更する協定の締結が1件、議決更正が1件、補正予算が2件の計9件の案件のご審議をお願いするものでございます。

なお、議案につきまして、このあと担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議のうえ議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

町長のあいさつを終わります。

---

## ◎会議録署名議員の指名

---

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
1番藤山大議員、2番杉村志朗議員を指名いたします。

---

## ◎諸 般 の 報 告

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。  
はじめに、議会運営委員会の報告を行います。  
5番平沼昌平議会運営委員長。

### ○5番（平沼昌平）

令和5年度定例会12月会議の開会に際し、去る12月5日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、12月会議の審議日数については、本日から12月14日までの3日間を予定いたしましたので、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

### ○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会12月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。  
また、諸般の報告も既に皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査結果の報告を行います。

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

### ○3番（佐藤孝男）

それでは、諸般の報告の6ページをお開きください。

11月16日から24日に実施しました8件の所管事務調査について、報告書に基づき主な内容を説明いたします。

はじめに、調査事件3 福島町社会福祉協議会の運営状況についてです。

町より社会福祉協議会の令和4年度決算の状況と今後の支援のあり方について資料が示されたことから、内容を調査したので報告をいたします。

社会福祉協議会の決算状況と今後の支援のあり方については一定の理解をしたが、示された資料は運営状況を検証するためのデータとして十分ではない点を指摘しておくとともに、次の事項について検討願います。

1、町の支援のあり方について。

当初予算・健全化計画の策定についても改めて検証するべきと思慮します。

また、法人運営には課題も多く、介護事業の改善を含めて事務局体制の強化を図るべきと思慮する。また、人的支援として再度職員を派遣することも検討するべきと思慮いたします。

2、介護保険事業について。

人手不足から厳しい状況にあり、福祉サービスの低下が懸念されるため、町としても解消策の検討について協力していく必要があると思慮します。

また、町が主導して町内介護事業所が実情を共通認識し、今後の介護サービスの維持について協議する必要があると思慮します。

7ページです。

次に、調査事件4 家庭ごみ減量化対策の進捗状況についてです。

この度、ごみ減量化対策の進捗状況等について資料が示されたことから、内容を調査したので報告いたします。

町より示された進捗状況については一定の理解をしたが、次の事項について検討願います。

1、町民への周知について。

町内の実情等をしっかり精査し、早急に町として手法を計画し、各分野・町民が協働して取り組むべき

と思慮します。

電動生ごみ処理機購入への補助金について、普及を進めるためにも実物を町民の目につく所に設置することや、モニターを依頼する等の有効な手法も検討願います。

2、広域的な取り組みについて。

広域的な連携を進めるためにも、まずは、分別徹底と分析が減量化に向けた第一歩と思慮するので検討願います。

8ページです。

次に、調査事件5 浄化槽整備特別会計の公営企業会計への移行についてです。

この度、移行に向けた対応状況等について資料が示されたことから、内容を調査したので報告します。

移行にかかる経緯等については、町広報等で町民にわかりやすく周知することを望みます。今後も浄化槽の普及を図っていくべきであり、普及活動により一層力を入れる必要があると思慮するので検討願います。

次に10ページです。

調査事件6 国民健康保険事業の運営についてです。

令和5年度の国民健康保険事業の運営状況と、令和6年度の税率改正に向けた資料が示されたことから、内容を調査したので報告します。

町より示された運営状況、税率改正の内容については一定の理解をしたが、次の事項について検討願います。

1、町民への周知について。

令和12年度の統一保険税に向けた税率の改正と、基金を取り崩しながら北海道の基準にあわせた改正をしていく等の考え方を周知徹底する必要があると思慮するので、できるだけわかりやすい広報内容を検討願います。

2、国民健康保険事業基金について。

令和12年度の統一後の国保会計の運営にも不安が残るため、考え方を一度整理して慎重に対応する必要があると思慮するので検討願います。

11ページです。

次に、調査事件8 町立診療所の経営安定化についてです。

この度、町立診療所の経営状況について資料が示されたことから、内容を調査したので報告します。

町より示された経営状況と、経営安定化に向けた取組みについては一定の理解をしたが、次の事項について検討願います。

1、町立診療所の経営安定化について。

引き続き、町と診療所で連携しながら来院者の増加に向けた対策を熟慮する必要があるが、安定運営を目指すために、医薬分業等省力化を検討し、医師を除いた職員体制を見直すべきと思慮します。

12ページです。

次に、調査事件10 有害鳥獣減容化処理施設の管理についてです。

町より施設の管理に係る条例（案）等について資料が示されたことから、内容を調査したので報告します。

町より示された管理条例（案）等については一定の理解をしたが、管理の体制や利用料等について早急に整理するとともに次の点について検討願います。

(1) 町外からの処理受入れについて。

他町からの処理受入れ処理料について、適正な額で算定願います。また、町外からの受け入れの際には捕獲データの提出・確認を規定するなど、適正に管理する必要があると思慮するので検討願います。

(2) 渡島西部四町での運営の検討について。

広域的施設運営に移行するには時間が掛かることが想定される。また、設備の増設も検討されると思うが、その際は他の三町が応分の負担をし、当町の負担が発生しないよう慎重に協議を進める必要があると思慮します。

(3) 管理条例（案）について。

今回示された管理条例（案）等について、以下に記載の3点を検討願います。

15ページです。

次に、調査事件7 新たな吉岡温泉の運営についてです。

町では新たな施設の管理・運営内容について見直しを検討しており、このたび町より資料が示されたことから、内容を調査したので報告します。

町より示された運営内容等については一定の理解をしたが、次の事項について検討願います。

(1) 新たな施設の変更点について。

シーズンごとに営業時間を変更するなど臨機応変に対応することも必要と思慮するので検討願います。担当課においては指定管理者と定期的な打ち合わせを行い、状況の把握に努めて適切に対応することを望みます。

(2) 木質バイオマスボイラーにかかる木質チップの取り扱いについて。

木質チップの確保については、懸念される点も多いため、確保に万全を期すことを望む。町内業者の生産体制整備については、地元で木質チップの製造・供給ができるよう万全の対応を取ってください。

(3) 新施設併用開始及び現施設の閉館について。

町内には代替できる施設が無い状況であり、できるだけ閉館期間を短縮するよう努めてください。

また、源泉については、状況をしっかり把握し営業に支障をきたさないよう慎重な管理を望みます。

17ページです。

調査事件9 種苗生産等施設の管理についてです。

町より施設の管理運営方法等について資料が示されたことから、内容を調査したので報告します。

町より示された管理運営方法等については一定の理解をしたが、次の事項について検討願います。

1、種苗生産等施設の管理棟について。

委託する漁業協同組合に対して、より一層の経費節減に取り組まれる事を期待します。

既存施設の活用については、組合員から何らかの負担が求められるのではないかとの声もあるため、周知徹底を図るよう協議願います。

近年、海洋環境が変化してきており、種苗の品質の低下を危惧する不安の声もあり、対応策を関係機関へ依頼する必要があると思慮するので、対応を検討願います。

以上で報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、第6次総合計画策定調査特別委員会の報告を行います。

9番平野隆雄第6次総合計画策定調査特別委員長。

○9番（平野隆雄）

それでは、諸般の報告の22ページをお開きください。

11月27日に実施した調査事件について報告書に基づき内容を説明いたします。

町より最終的な第6次総合計画案の資料の提出があり、内容を調査したので報告します。

23ページです。

(1) 第6次総合計画実施計画（案）について、これまでの調査において出された意見等を整理し、調整・見直した内容については一定の理解をするが、次の点について留意・検討願います。

①青函トンネル記念館屋外展示物解体撤去事業については、青函トンネル記念館屋外展示物の撤去計画、特に「くろしお号」について、厳しい状況下で探査に挑戦した方々の思いをしっかり受け止めて方向性を見出す努力をするべきと思慮します。

青函トンネル記念館については、今の技術等をPRして行くような展示に変えて行くことも必要と思慮します。

また、町民・職員が情報発信できるよう理解を深め、第2青函トンネルの必要性を感じてもらえるための取り組みについて検討願います。

②コミュニティ活動支援事業については、これまでの事業内容を見直すなどの検討を行い、1町内会でも多くの事業に参加してもらえるよう努めてください。

(2) 総括意見として、今回の調査において、本特別委員会の所期の目的を達成したと判断し、調査を終

了するが、全事業について詳細に確認し、適否を判断するには時間的に多少無理があったと思慮します。

実施計画を議決する意義は、あくまでも具体的な政策メニューの把握と財政見直しを見極めるためであり、具体的な政策推進課程や予算計上の段階において、さらに議論して決定していくものであることを改めて確認します。

行財政経営の基本となる「最小の経費で最大の効果」を忘れることなく、各施設の目標達成に向けて、効果の検証と必要な改善に積極的に取り組み、適切な財政運営と関連する個別計画の確実な推進に努められることを強く期待します。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

26ページをお開きください。

12月1日開催の渡島西部広域事務組合議会、第3回定例会の結果について主な内容を報告いたします。

1、定例会の内容は、条例の一部改正、補正予算の審議です。

2、行政報告。

(1) 火災の発生状況について。

9月7日（木）に木古内町大平地区で、バイクによる火災が発生しております。

(2) 行方不明者の捜索について。

大千軒岳において、登山中の行方不明者が判明し、11月1日に福島消防署員が警察等による捜索隊に参加し、防災ヘリとの合同捜索を行いました。翌日2日にご遺体で見つかりました。

改めて、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。

ここに記載ございませんけれども、追加の行政報告でリサイクルプラザ火災についての報告もございました。

3、一般質問については、1名の議員より一般質問があり、記載のとおりとなっております。

4、審議した議案について。

議案第1号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

議案第2号は、渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例です。

議案第3号は、一般会計補正予算第3号です。いずれも原案のとおり可決となっております。

詳しい内容につきましては、議会事務局に資料を保管しておりますので、ご参照願います。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## ◎行 政 報 告

---

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

令和5年度福島町議会定例会12月会議の開催にあたり、定例会11月会議以降の行政報告を申し上げます。

1 白神防災道路の要請活動について。

11月16日から17日にかけて、松前町の石山町長とともに財務省主計局及び国土交通省道路局並びに北海道局に対し、一般国道228号白神防災事業予算の確保、事業促進に係る要請を行ってきたところであります。

また、参議院議員会館を訪問し、長谷川岳議員に対しても、白神防災事業促進に対する支援をお願いす

るとともに、併せて、スルメ加工原料の確保に苦慮している両町の窮状を伝え、国に対するスルメ原料の確保に関する支援を要請してまいりました。

2 衛生センター施設内での火災に伴う対応について。

11月22日午後1時40分頃、衛生センター内リサイクルプラザにおいて、破碎物搬送コンベア上でリチウムイオン電池が発火原因と思われる火災が発生しました。

火災によりコンベアが破損したため、復旧までの間、同施設での不燃及び粗大ごみの受け入れが困難となったことから、町民の皆様方に影響が生じないよう、町ではこの間、収集した対象のごみを館古地区の町有地に一時保管するとともに、防災無線により周知を図っております。

町の主な主催事業及び行事等については、別に記載してございますので参照いただきたいと思います。

以上で、簡単ですが、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和5年度福島町議会定例会12月会議の開催にあたり、定例会11月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1 スポーツ。

(1) 第41回南北海道駅伝競走大会について。

10月29日に南北海道駅伝競走大会を開催いたしました。今年は新コースでの大会となりましたが、昨年より16チーム多い71チームの参加があり、健脚を競い合ったところです。

また、多くの企業等から協賛を賜り、競技後にちゃんこ鍋等の無料提供を行うなど、参加者から好評をいただいたところであります。

ご協力、ご声援いただいた企業をはじめ、町民の皆さまに感謝申し上げます。

2 芸術文化、文化財。

(1) 町民文化祭について。

11月11日から12日まで、福祉センターにおいて町民文化祭が開催され、町内文化サークルによる展示や舞台発表が行われました。

今年は、小中学校の児童生徒による合唱や吹奏楽をはじめ、函館市のバイオリンカルテット「ル・ラピス」による演奏、島あきのさんの歌謡コンサートなどが行われ、訪れた観客から盛大な拍手が送られました。2日間にわたり芸術・文化の秋をお楽しみいただいたところです。

以上で、令和5年度定例会11月会議以降の教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

---

◎一 般 質 問

---

○議長（溝部幸基）

日程第4 一般質問を行います。

一般質問は、3名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

最初に、1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

通告に従い一般質問をさせていただきます。

福島商業高等学校の魅力化（ドローンサッカー）について、教育長に伺います。

福島商業高等学校の魅力化については、町としてもこれまで様々な取り組みを実施し、オープンキャンパスでは多くの生徒が商業高校に興味を示しておりました。興味のお半は青少年交流センターであったと思われませんが、高校の魅力化の中にはドローンも含まれていると感じられました。今後さらに発展していくと予想されるドローンについては、町としてドローンサッカーの実践や無人航空従事者試験3級の取得

費用の負担軽減などを実施していくと話されていますが、ドローンサッカーについて何点か教育長に伺います。

①ドローンサッカーの設備は町として整えているが、指導者（経験と知識のある顧問）はどうされるのか。

②ノートパソコンの提供はあるが、今後一人一台のドローンの提供は検討してはどうか。

③商業高校を応援するふるさと納税やクラウドファンディングの活用、オンラインサロンの考えはあるか。

④韓国発祥でリーグも発足し盛り上がりを見せていますが、2025年にはワールドカップが予定され、日本、アメリカ、アジア諸国等多くの国が参加する予定になっております。日本でも日本代表とジュニア選手の育成が始まっているが、同好会・部活動として育成する考えはあるか。教育長に伺います。

#### ○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

#### ○教育長（小野寺則之）

藤山議員のご質問にお答えいたします。

福島商業高校の魅力化については、住環境の整備と魅力ある教育課程の編成という2本柱で全国募集を進めております。

教育課程の面では福島町の産業や地域課題について学ぶ「地域探求学習」と、急速に進展するデジタル社会に対応できる人材を育成するため、ドローンなど新しいITの学びに力を入れております。

1点目の指導者についてですが、生徒も先生も今後行う予定の「福島商業高校DX体験授業」を受講することで、専門的な知識や技術を身に付けてほしいと考えています。この授業ではドローンだけでなく、VT（バーチャルリアリティ）、ストリートビューを撮影できる360度カメラなどを体験し、映像や仮想空間の制作などができる人材の育成を進めることにしています。

今年度はその立ち上げとして、NTT東日本に委託して2月に体験授業を行った後、3月に1年生全員がドローン操縦士回転翼3級の資格取得を目指すことにしています。

令和6年度は1年生が年6回、「総合的な探求の時間」という授業の中でこれらのことを詳しく学ぶことにしており、その後、2・3年生で地域のためにどんなことに活用できるかという学習を深めていくこととなります。

このように既存の指導者が近くにいないため、新しい学びを生徒と先生がともに成長するような取り組みにまいります。

2点目の一人一台のドローン提供については、現在のところは考えておりません。現状ではドローンサッカー用を10機、そのほか学校で用意したドローンが4機、屋外を飛行できる教育委員会のドローンが1機ございますので、当面はそれらを活用して操作技術・活用技術の向上に努めてまいります。

3点目ですが、本年度、企業版ふるさと納税の仕組みができ、既に数社より寄附をいただいているところであります。福島商業高校の魅力化もその活用対象の一つとなっておりますので、高校生が生き生きと学ぶ姿を広くPRしてまいりたいと考えています。

4点目ですが、令和6年度から本格的に始まるドローンを含めたDX体験授業の中で機運を醸成し、ドローンサッカーに興味を持つ生徒を増加させたいと考えています。

委託事業者のインストラクターから一定の技術があると判断いただいた場合、日本ドローンサッカー連盟が主催している北海道ドローンサッカー大会に出場することを目標としてまいります。

#### ○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

#### ○1番（藤山大）

この度、オープンキャンパスでは20名以上の生徒と他にもオープンキャンパス以外で訪問する生徒があったと思われまます。

福島商業高校の魅力化については、願書はまだではありますが、高校にとって大きな成果があったと思います。数年前になりますが高校の部活動について一般質問をして、eスポーツについて教育長と意見交換をさせていただきました。

ドローンサッカーはeスポーツと格闘技の要素を併せ持つ新感覚のスポーツエンターテイメントであり、人口についても4千名、高校の部活動としても数チーム、札幌、大阪、岐阜、大分とこれからどんどん増えていく可能性があります。大阪の高校では大分の大会で優勝し、マスコミ・テレビ・YouTube等で取り上げてもらい、来年度多くの生徒がドローンサッカー部に入部予定と伺っています。

1点目の指導者についてですが、答弁書には生徒と先生が共に勉強して行ってこれで学んでいくと。外部指導員としてはNTT東日本の委託事業として訪問者がこれから来られて、そういう風な指導をしていくとのことですが、道教委の管轄にはなるとは思いますが、今後、ハウスマスターもドローン資格やこれから予定しているハウスマスターの方、IT関係に強いスキルと生徒に携わる外部指導としてサポートできる考えはあるのか伺います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

今のまず部活動のご質問ですが、今、福島商業高校では総合文化部という形で書道だったり美術だったりバンドだったり軽音楽ですね、そういう総合文化部という中に色々な活動ができる部活を作っておりまして、これからになるんですけども、このドローンの先ほど答弁しましたけど機運が盛り上がり、そういう風な団体で活動したいんだということであれば、その総合文化部の中の1つの部活として、チームとしてやっていければなという風に考えておるところでございます。

それで指導者についてはですね、かくいう私も資格を持っているんですけども、教育委員会、高校の先生も是非資格を取っていただいた方を用意して、子供達に指導できる体制を来年度に向かって考えていきたいなと思っております。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

指導者については、今回やはりeスポーツ、格闘技の要素も併せ持っているものですから、要は戦略、作戦とかその辺も大事なものになります。生徒と先生が共に勉強する。その辺は分かりましたが、ハウスマスターの件について今後その辺も免許を取るなり、取れるはずなので、外部というわけではないですけど、今の交流センターでその様な戦略的なものも指導しながら考えてもらえればと思います。

2点目ですが、1人1台のドローンは考えていないとのことですが、私は提供すべきと考えています。その理由として、今後、同好会なり部活動を作った場合、ドローンのカスタマイズが必要になってきます。ドローンの性能を上げるためにプロペラ、フレーム、モーター、コントローラーを変えたり自分に合ったドローンに仕上げる必要があります。日本ドローンサッカー連盟と電話でのやり取りを行いました。

ドローンについては重さ、それと大きさ20センチと40センチ以外のルールはまだないそうです。プロペラについては、プロペラを変えたり変えることによってジャミング本来であればレーダー障害ではありますが、相手に音を大きくして注意を引いたりステルス、逆に音を小さくして相手チームに気づかれにくいようにするなど色々戦略的な要素も含まれています。味方と相手の見分け方としてはライトによる色別はありますが、プロペラを変えることに何ら問題はありません。フレームについても色を変えることも可能だそうです。モーターについては出力を上げて、パワーを出したり出力を下げてスピードの向上と相手に勝つためにドローンのカスタマイズが必要です。

知識や技術の向上、情報処理としてのパソコンによる戦略的組み立てとして自分に愛着のあるドローンに仕上げていける必要は私はあると思います。やはり、1人1台のドローンは必要だと思います。

現状、今使われているドローン、どの辺使っているかは僕はまだはっきりとは分かりませんが、色々金額についてはピンキリあると思います。要はオートボックスから出られている物、ドローンサッカーで使われている要は公認ではないですけど、そういう風なドローンのもの。その辺はあると思いますが、ドローンは現状使われているものほどのような物を使われているのか、その辺も伺いながら1人1台の検討を考えながら、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。



### ○教育長（小野寺則之）

ただいまのご質問でございますけども、今、先ほどドローンの回転翼3級の資格を取るのに、当然インストラクターの方が来て指導するんですけども、実はですね、その会社の方が去年北海道でさっき申し上げた大会のチャンピオンチームなんですよ。

つまり、そういうそのプロペラですとかモーターですとか、側ですとかそういうノウハウは十分持っている会社の方々なので、その方々に指導していただくという風なことは考えております。

ただ、1人1台については全員ドローンサッカーが好きかといえば、そういう風にはならないと思うんですよね。だから、先程申し上げましたけど部活とか同好会になるかは分からないですけど、そういう好きな人達が集まってやる競技の分については今の多分10台とかで自分等に合ったカスタマイズして、やはりそれもおっしゃるように戦略なんですよね。3分間の中で最初静かに飛ばして、モーターを残しておいて後で得点いっぱい入るとかという作戦もあるし、オフenseとディフェンスがあって、それをどうやって、やっていくとか色んな戦略があるわけで、そういう中でまだまだこれから今取り組み始めたところでもありますので、今後そういうチャンピオンチームの方もちょっと我々の支援していただく予定でございますので、今後、検討してまいりたいなという風に思っています。

### ○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

### ○1番（藤山大）

あと答弁書の中にも3月に1年生全員のドローンとなっているんですが、これは2・3年生に対しては資格はどうされるのか、その辺ももう一度伺いたいと思います。

3点目ですが、企業版のふるさと納税はできているとのことですが、今後、合宿・遠征・大会参加があった場合、資金が必要となると思われます。クラウドファンディングの活用、小資金、見返りのない援助金など、あと福島町民や福島商業高校卒業生OB、全国から応援していただける定額制のオンラインサロンも検討されてはと思いますが、その辺について伺いたいと思います。

### ○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

### ○教育長（小野寺則之）

大変恐縮なんですけども、2・3年生については、今のところ予算は取っておりませんです。

今年の1年生、つまり全国募集1年目の生徒から今のドローンの資格を取得していただくという風な考え方をしているところでございます。

それと、今のクラウドファンディングとかですけど、道立高校なものですから、我々町立ではないものですから、そこら辺のお金のやり取りというのは我々がこうしなさい、あしなさいということはなかなか難しいんですよ。さりとて我々としては今できるところは部活動とかの遠征とかへの、大会に限ってなんですけど、そこへの支援はしているんですけども、それ以外の部分については日々の部活動ということになりますので、ほかの部活動、延いては小中学生の活動とかにも関連してまいりますので、そこは高校として今後取り組んでいくべきことだと思っておりますし、そこに我々はアドバイスはしていけるのかなという風なことは考えています。

### ○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

### ○1番（藤山大）

わかりました。最後になりますが4点目。

4点目については、今後ドローンサッカーについて再来年度、札幌でリーグも行われます。今後、今のところ世界大会も行われていますし、全国大会、賞金の伴う大会も結構行われています。

今後、部活動として来年度入られる生徒さんが興味を示して、それに対して教育長としてどのような指導体制なり援助なり、今後その大会に向けて、もし、これでジュニアユースなり選ばれるということは画期的なことですよ。生徒に対しても、その辺の指導体制も含めて生徒の集め方、その辺って教育長今後どのように考えているか伺いたいと思います。

### ○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○**教育長（小野寺則之）**

今の技術とか大会の参加というのは先程来申してますように、指導者の方定期的に来ていただくという風なことを今考えております。来年も委託事業者の方が年6回とか来てもらって指導してもらおうという風なことは考えているところでございます。

それで、高校の魅力化はドローンだけじゃないと僕思ってます、色んな住環境だったり、福島の人が凄く良い人ばかりなので、生徒に優しく接してくれたり、アルバイトをやっても声かけてくれたりという風な凄く温かみある町に魅力を感じて来てくれる生徒なんかも多いという風に、今年の生徒からも聞いていますので、その魅力の1つではあるんですけども、ここだけに集中していくわけじゃなくて、広く魅力化を探ってまいりたいという風には思っているところです。今のDX授業は、まだこれからやっていないものですから、これからどうぞ藤山議員も高校来ていただいて体験していただいて、高校生と一緒に体験していただいて、ご支援いただければなという風に考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**議長（溝部幸基）**

1番藤山大議員。

○**1番（藤山大）**

最後になりますが、生徒に対して今回、住環境もそうですし学校の部活動この辺もやはり、生徒はやはり住環境も大切です。要は3年間福島商業に居る場合、部活動でみんなとのドローンサッカーを通じて勝敗で喜びを分かち合ったり、負けることによって悔しさ、これは社会に出ても結構色んなスポーツでもそうですが、それが糧となって今後成長していくというような過程もありますので、ドローンサッカーについては今後、同好会なり部活その辺も考えつつ、教育長として生徒の勧誘ではないですけども協力的な本当の全面的サポート、その辺もお願いして終わりたいと思います。

○**議長（溝部幸基）**

よろしいですか。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 10時55分）

（再開 11時07分）

---

○**議長（溝部幸基）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番熊野茂夫議員。

○**7番（熊野茂夫）**

それでは、通告に従って町長に一般質問をいたします。

9月会議での町長の所信表明について。

町長は9月会議での3期目の町政運営にあたり、新たな任期4年間の町政運営全般に関する基本として、まちづくり基本条例の理念である「町民との協働によるまちづくり」「思いやりのある行政」を基本姿勢として、「持続可能な“まち”」を町民と共に創るため、選挙公約に掲げた6つの約束・政策を実践的かつスピード感を持って取り組んでまいります。と述べられました。

現在、当町の人口は3千5百人を下回りました。4年後には高齢化がさらに進み、人口も3千人前後となり、町の型態もそれぞれの分野で大きく変わることが予想されます。この6つの約束・政策は今年度まで実施されてきた第5次総合計画から現在策定中の第6次総合計画に継続される事業が大半と思われませんが、人口が更に減少し、それぞれの分野が縮小し、町の規模も小さくなるなか、町長はこの「持続可能な“まち”」を町民と共につくるため、どんな町の形をイメージし、町民に参画を求められるのかお伺いいたします。

○**議長（溝部幸基）**

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

熊野議員のご質問にお答えいたします。

私の3期目の所信表明についてですが、ご質問にもありますように、町政の基本姿勢として、「町民との協働によるまちづくり」及び「思いやりのある行政」の二つを基軸に、「持続可能な“まち”」を町民と共に創ることを所信として述べさせていただきました。

私は、以前から申しておりますが、日本全体が人口減少時代に突入し、人口減少は国の喫緊の課題であり、一地方自治体で対応できるものは限られていると感じております。

そのような中、当町では、こどもは地域の宝であるとの考えの下、子育てに重点を置いた予算配分をしてきたところであります。

人口減少を食い止めることは難しいものがありますが、減少幅を緩やかにすることは可能であり、そのことが「持続可能な“まち”」に繋がっていくものと考えております。

また、「町民と共に創る」を、3期目の所信表明に加えさせていただきましたが、その思いは、町民一人ひとりがまちづくりの主体となり、自主的にまちづくりに参画することで、まちづくりの主役である町民と町民の代表である議会と推進役の行政が一体となって協働で作り上げる「まちづくり」をイメージしております。

町民の参画については、現在、開催している町政懇談会などを通じ、また、様々な会議などを通じて意見をいただくとともに、直接、町民の方々とお話することで、その思い、その願いをくみ取ることができると信じて、日々町政と向き合っているところであります。

3期目にあっても、町民の思いに寄り添った、思いやりのある町政を心掛け、選挙公約で掲げた6つの約束、公約の実現を目指してまいり所存であります。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

鳴海町政3期目に入りますけども、これまでの第5次総合計画の2期の間、その後半はほとんどがパンデミック、コロナ禍の対応に追われたことで様々な状況がなかなか進まない状況もあったんだろうという風に思います。

それで、9月会議決算委員会等をずっと経過したなかで、これまでの第5次総合計画で実施されてきた各事務事業、町長部局そして教育委員会の部局と、それを評価も含めながら中身を精査いたしました。

それと、今回町長が所信表明で述べられたこの6つの約束・政策そのものとの照合をしながら、現状どのようなのかなど。

ただ、4年間のブランクもあったことから、その中でいて見えることと、それから外にいて町民目線で冷静な目でもってもう一回見る時間を私は非常に貴重な時間だったなという風にして今回は感じたと思います。

それで、具体的などところに入りたいと思います。産業課に関する支援、いわゆる持続可能な産業への支援ということで、この5次計画の中であってでも様々な施策政策展開してまいりました。

産業活性化サポートにしても、水産加工振興協議会への援助にしても、水産加工業に援助にしても、また、農業・水産業、いわゆる漁業に対する様々な町サイドからの支援ということは、確実に実施されてきたのかなど。それが成果となったものもありますし、それができなかったこと、途切れてしまったことも私の思いの中には、あの事業どうなったのかなという思いもあります。

しかし、実際に町が縮小していき、それぞれの産業分野・分野が縮小されて、後継者にもなかなか苦慮していくこの現状のなかで、現在のところ見たところでは継続されてきたのかなという風なところが私の1つの産業の分野に対する思いです。

ただ、今後について、この4千、3千5百、3千ぐらいまでの人口の中の状態と違って、4年後の第6次総合計画の中盤に差し掛かっていく時の町の状態がどうなっているのかなど。人口のことも含めてです。第5次総合計画の時に人口推計をいたしました。その時に、いわゆる当時であったら平成35年、この時には3,600前後の推計をしていたはずで。同年度のこと、総合計画の中の人口推計表の中で確認で

できれば、大体その辺のことは、それから比べると間違いなく100人弱の進行が早まっているということも含めると、その心配が1つあります。

それで、子育て支援に関しても町長はそのものは第5次総合計画の中で結局、保育費無料化だったり、学童保育の施設だったり、さらには学校給食費の無料だったり、積極的にこの部分も進められた。このことについては、国の施策政策に先んじてやった経緯もあったと思います。

さらに医療の分野については、定期的な健康診断の実施。これは毎年確実に行われています。ただ、マンネリ化しているような状況も多少あるのかなという風な心配もこの4年間いたしました。

さらに、医療の部分、町立診療所の開設をして、現在それが運用され町民にも利用されています。このこともまた医療の分野では、さらに人口減少の中で大きなウエイトを占めてくる施設なのかなという風にも思います。

それともう一つ、率直な感想を述べさせていただきます。

コロナワクチンのパンデミック発生した時の当初の対応、これについては当初は随分私心配しました。結局、行政がどれだけきちっと町民に向かい合って、いわゆるワクチンの対応も含め、それから国から来る支援等々のこと、商業、漁業、そして一般の町民に対する経済的な支援等々がどうなってくるのかな。これ、しっかりと見させていただきました。しかし、当町の財政再建の過程からで鳴海町政の最初から、町民懇談会ももちろん議会も町民懇談会きちっとこれが毎年のようにされてきたと。それで、そのもとに町民と行政が向き合う姿勢がいくらか育ってきたのかなという感想も持ちました。

それが、何故そんなことをあえて今ここで言わしていただくかとする、近隣町村のワクチンの対応、それから国からの支援の支給の体制、このことが聞こえてくることは、困難の一字でした。相当に困難。そんな懇談を聞いているなかで、この町の対応はどうだったのかな、ワクチンの接種から何からどんな風にやっているのかなという風な状況を、やはり比較の対象として見させていただきました。

このことが非常に大事だったんだろうなという、いわゆる第5次総合計画中のなかでもって、これをもっともっと膨らまして町民の方を向いたこの行政を続けなきゃなんないんだろうなというのが1つの私の感想でした。

勿論、高齢者対策にとってもです。いわゆる敬老会も含めて、それから介護事業も含めて様々なところで動いているのも見えました。ただ、介護の問題は先ほど社会福祉協議会の状態についての委員会からの報告ありましたが、非常に訪問介護も施設介護も厳しい状況に置かれています。

それは取りも直さず、いわゆる介護報酬そのものの減額そのものが非常になってきている。これは事業者のみならず、町民そのものの介護を受けていく、それが安心して福島町で老後を送れるというこの事については、非常に大きな不安をやはり持つんだろうな。このところも今後の大きな課題になるだろうし、テーマなんだろうと思います。

それで、町長の回答の中で、1つ私自身がどうしても理解できない6つの約束の中の、1項目ありました。それは、一人ひとりの健康が支える地域福祉という概念です。これは今までやってきたことの中から、この6つの中から第5次の検証も含めて、その施策政策を比較しながらの回答であれば、おそらく理解できたのかなとは思いますが、なかなかここが理解できなかったことの1つです。

それからもう1つは、今まで述べたことは第5次総合計画の一定の成果として上がってきているんだろうなという風にして述べさせていただきました。ただし、この中で大きく遅れをとってきたことが1つあります。これは、町長が4番目に挙げた「高齢者に優しく、災害に強い環境整備」ということです。

防災マップからはじめ、いわゆる災害時の行動からはじめ、そして、庁舎の裏には防災倉庫が整備されています。色んな対応についての一定の準備はされていますけども、いざという時の実際に避難だったり、様々な環境がどのように整備されていたのかなと思うと、それは当時とはあまり変わらないという風に考えてみます。それは、なかなか人口が減っていて各地域のコミュニティ活動そのものが縮小し、動かなくなっていることの状態も十分理解できます。

しかし、この部分だけは町民に依拠することなく、行政が主導権を持ってしっかりとそのところを先導し、その環境を整備しながら町民に意識づけを行うと。防災に対するいわゆる減災、我が命は自ら守る。その辺のことも含めて、行政が主導的な役割を果たして町民に意識醸成を行っていくと。このところが環境整備と共に大事なんだろうなと思います。

ほかのデジタル化の問題については、これは行政も町の色々な活動するうえであっても、いかに合理性を求めて、いわゆる省力化しながらなっていくのか。ここの視点だろうと思いますので、これは是非進めていただきたい。

そして、最後の第2青函の問題です。これは総合計画の時にも述べさせていただきましたけども、町長なり期成会がそれぞれのところの上級機関のところ働きかけることは、これは当然の話です。しかし、このトンネルの実現、よく町民から「そんなもんなんて夢のまた夢」、今の現在の青函トンネルだったってという話をよくされます。

そして、それが何故そんな話がされるかという、第1青函トンネルの現在のトンネルの時の町に残した功罪がやはり様々と町民の意識中に残っているんだろうと思います。

しかし、今はそんな時代ではなくっています。ですから、委員会意見の時にも委員外で述べさせていただきましたけども、いわゆるトンネル掘削技術そのものは、当時貫いた時から比べてたら全く雲泥の差ぐらい技術的な進歩発展がされています。ですから、当時みたいにトンネル工事が始まったからといって、町の中にどんどんどんどん人口が入って来て、それが町に経済効果云々という話にはならないかもしれません。しかし、出口がね、提案によりますと町内になるのかなと。そうすると、様々なその効果もまた、その後じんわりと期待できるのかなという思いもありますので、そのところは先ず足元のところで青函トンネルの利活用も含めて、町民の意識醸成も含めてそのところにもしっかりと向き合っていたいただきたいなという風に思います。

以上、さまざまな色んなこと言いましたけども、地域福祉に関する観点と、もう少し細やかなところへの町長の考え方を聞かせていただければと思います。

#### ○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

#### ○町長（鳴海清春）

大変広範囲に亘っていますので若干漏れるかもしれませんが、私の思いを答弁としてさせていただきますなと思っています。

私が初めて町長就任して今8年経過をしております。やはり、1期目3年間役場から離れて町を歩いた中で、町民の思いに寄り添うことが一番我々に仕事をしていくうえで大切なのかなということを実感をして、色んな形で今やらせていただいております。それで1期目の一番の課題は、産業がなかなか後継者がいないなかで、どう繋がっていくんだろうと。この浜の産業、養殖産業、イカそれとウニ含めて浜から上がる生産が今10億くらいありますけども、そのまえば20億近い生産がありましたけど、今は大体10億でこぞずっと推移をしています。この10億をどう維持していくかということで、地元企業ががんばる企業条例を作らせていただいて、漁業だけでなく農業・商業も踏まえて、やはり、次の世代に事業を繋いでいくことが“まち”を繋ぐ最大の急ぐべきではないのかなということで、その時に「がんばる地元企業条例」を作らせていただいて、1年間で1億5千万ぐらいの町の大型予算を使わせて、多分3年間で4億5千万ほど使わせていただきました。投資額にいけますと10億を超える投資額になって、結果としてそれが色んな形で今、養殖産業を支えて私は来たのではないのかなという気がしております。

そして、2期目については本当に議員おっしゃるとおり、最初から最後までコロナに追われたのかなという気がしています。

ただ、議員もおっしゃっていただきましたけど、本当に職員の方々含め議会も含めて理解をしていただいて、他の町に比べて私もよく町民から言われます「早い対応で有り難かった」という声をいただいております。

そして、当時もよく言わせてもらったのは、渡島管内で一番コロナの患者数が少ないという私データ持っていますので、今は個別に出てきませんので、なかなかそういったことは言えませんが、当時としては渡島管内で一番患者数の少ない状況の中で推移して、早め早めの手当てが出来たのではないのかなという気がしていますので、これについては本当に職員の頑張りに感謝を申し上げますし、議会の理解に感謝を申し上げます。

ただ、そうは言っても行政は止まっておりませんので、行政の中でもしっかりと、これまで課題とされていたその浜の生産を維持するための種苗センターの建設をさせていただき、そして、私の前に大分議会

の方で行政とやり取りしてなかなか進まなかった温泉についてもですね、しっかりと道筋をつけさせていただいて、今、整理をさせていただいているという状況であります。

これまでなかなか課題として出来なかったものについても、コロナ禍の中であってもしっかりと課題解決に向けた、私はその大型事業を少し財政を使わせていただいておりますけども、その中でも極端な財政悪化を招かないなかで、しっかりできたのではないのかなという気がしております。

それで本当にそういった中で、今、議員がおっしゃっていた人口減少の関係についても、当時、総合開発計画の中で社人研の推計だともう少し低い数字が出ていて、それを少し我々希望も含めて、ちょっと上向きにさせたのを議員も多分入っていたと思いますので、それよりは少し低いですけども、ただ、社人研が推計した数字よりは大きくなっているというのが、やはり子育てに予算を割いたのが効果として表れているのかなと。当時は私が予算投下した時は、1年当たり20人から15人の出産、出生率で推移したのが一時10人を切ろうかという時代もありまして、今なんとか15人ぐらいで推移をしています。

ただ、今年はちょっと少しやはりまた色んな反動があって、若干落ち込んではいまですけども、そこが少しある程度我々が予測したより、若干ちょっと人口についても社人研を上回ってきたのではないかと考えてますし、なかなか今、我々のような地理的色んな環境の中で不利な地域にあっては、なかなか人口を維持する、増やすということは勿論できないですし、これが函館近郊の七飯・北斗であれば函館から吸い上げるということが多少できて人口が増えて、ただ、そういったところですら今人口減少が始まっていますので、なかなかこれからは人口を増やすことは難しいんだと思うんですね。

多分、外から外国人材なりそういうのでも求めないと、日本が全体的に制度を変えないと無理なのではないのかなという風に私なんかは思っていますので、その中でも少し我々としてはなるべく今の人口を減らさない形を政策としてやっていくことがベストではないのかなという風に思っているところであります。

それと、1つ私の公約の中で理解できないという言い方をされてますけど、私は公約というのはですね、これまでもやってきたことは当然公約の中でも継続するものもある。

ただ、この8年でまだ出来ていないことに更にもう一回チャレンジするという意味で、私、公約に掲げています。特に、一人ひとりの健康が支える地域福祉というのは、自分の思いの中ががんばるガンなんかには負けない基本条例なり、私が福祉担当課長をした時に一人ひとりの健康がまちを元気にするというスローガンのもとに、健康づくり計画を作らせていただきました。それがなかなか出来ていないので、もう一度がん検診に向き合って、がん検診率を上げていくことによって、一人ひとりの健康寿命というのは延びるというデータ出ていますので、そのこのところの思いを込めてこの中に、要は一人ひとりが元気になるれば地域福祉自体の拠出も少なくなるわけですので、そういったのも含めてここに入れさせていただいたところでもあります。

それと高齢者に優しい災害については、まさに今、千島海溝・日本海溝の中で大きな地震が今想定されますし、今、地球温暖化と思えるような感じの事象が世界各地で起きておりますので、これまでなかなか我々どちらかというと安心神話ではないですけど、福島町というのは災害の少ない所だと。お年寄りに聞いてもなかなかそんな他の九州や中国地方みたいに意外と災害って福島は無いんだよね。という言葉に安心するような言葉なんですけど、反対裏を返すとそこにちょっと無防備であるのではないのかなと。今はいつどこで災害というのは起きてても不思議ではありませんので、特に今回の場合は千島海溝・日本海溝の中で、福島にも大きな地震が来るんだという国の指定を受けて、まさに今は国の方の補助金を今度活用できるようになりましたので、そういったものも含めて、今回はしっかり公約の中に掲げて、高齢者の方でも自分の足で避難できるようなものを私は町政に創っていきたいという思いで、この選挙公約を掲げていただかせていただきましたので、理解できる、できないは別にして、理解していただきたいなという風に思っています。

そんなことで、大体あと、それと第2青函の話はまさに私もそのとおりで思っています。

ただ、我々が今やれるのは、このコロナが明けてなかなか活動できないなかで、まずは我々行政が先導を切って、国なり北海道にしっかりと訴えかける。そのことが今日は道新さんも函新さんも来ていますけども、そういったマスメディアを通じて町民に伝わる。そして、そこで本当に町民の方々が、まず熱意がなければ、なんぼ我々が東京へ行って大きな声を出しても、地元の熱意がやはり一番だというのは我々重々知っていますので、その醸成を図る意味でもまずは我々が先頭に立って動いて、その中で我々の後押し

をしてくれる町民の意識改革をしていくことが大事だと思っていますし、まだまだ福島町全国でトンネルを掘っているトンネルマンの皆さんが頑張ってますので、そういった思いの方々が、やはり、青函トンネルに新幹線が最高速度で走ることを夢見て第1トンネルを掘ったわけでありますので、そういった思いを大切に、そういったものを町民の中から自然と湧き出るような運動を我々が先頭になりながら立っていければという風に思っていますので、そこについてはまたこれから色んな形のなかで、実現する会、議会も含めてですけども、また皆さんの力をいただきながら、何とか第2青函をやっていきたくて思っていますし、当然、当時から比べると全く情勢が変わっていますので、深山町長が一生懸命誘致した時のように、まちづくりになるかという点もまた私は別だと思えますよね。

多分、今言われているのが当時と同じ7千億でできるんだと。そして、期間については当時の半分以下でできるんだという技術革新してますので、よく福島出身の小林社長とよくお話しをさせていただきますけども、本当に進歩していて、当時から比べると比べ物にならないんだと。

今、町内にはほぼほぼ毎年のように当時の企業が補修に入っています。その方々の話を聞くと、相当厳しい声が聞こえてきますし、相当予算は掛けているんだということも聞こえてきますので、私はやはり1本のトンネルではこれから長い意味、特に札幌、私はいつも言っているんですけど札幌延伸になる2030年が潮目だという風に思っていて、なかなか北海道の方々は新幹線に乗っている方が多分少ないんだと思えますよね。そのメリットをよく知らないと言いますか、当然乗らないから、その速さなり安全性を知らないわけです。ただやはり我々最近、東京にほぼほぼ新幹線で行かせてもらいますけども、やはり仙台・盛岡以南は本当に新幹線が活用されているという状況が見えますので、たぶん札幌延伸になって北海道の中で新幹線が走れば、その効果は自然的に私は広がっていくし、今それを先見性のある産業団体がいち早く声をあげてくれていますので、そういった方々と連携しながらしっかり実現に向けた行動をしていきたい。そのように思っております。漏れがあれば、またよろしく願います。

#### ○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

#### ○7番（熊野茂夫）

ありがとうございます。

これは3期目の入口なので、範囲も広々と総括的な質問をさせていただきました。ただ、鳴海町長そのものの第1期目の物凄い大事にされていた言葉を今思い出しますが、いわゆる人材ですね。これは各分野における人材の育成等もそうなんですが、それぞれの分野において、第一次産業ばかりの後継者ばかりの問題じゃないですね。庁舎内の様々な部署における専門職の問題から介護、教育、その分野における専門職の問題。こういう人材の確保が非常に厳しい状況になっていますよね、現在。

立場上、社会福祉協議会の現状を見ても、ケアマネの確保だったり、実際に介護福祉だったり、いわゆる本当に中身を知っているヘルパーさんだったりという、そういう人材の確保が非常に厳しい状況になっています。

これまでの状況の中で、自分の職種上からもそうなんですが、教え子なんかはその介護のところに進んでいった女の子達は何人もいました。それで、忘れた頃に福島の何処かで会って、今陽光園に勤めていますとか、様々な状況で帰ってきたことがあります。でも、今その子達、現状として福島に居りません。ということは、なかなかやはりこのところでのそういう就労して、まちのためにという風な状況の意識がなかなか持ってもらえなかったのかなという風にして私自身は思いました。

その中身も多少は聞いてはいるんですが、それはそれとしてね、そんな思いでした。ですから、先ほど福島商業高校の魅力化の話も含めて、地元にいる子供達、福島商業に進学する子供達もそうなんだけども、この人材のことについても、今後これからの機会があれば、その辺のやり取りもさせていただきたい。

さらにですね、もっとも根冠に関わる9月会議の時に実際に見た時に、財政問題ですね。財政運用の問題ですね。監査委員会からの報告そのものから見ても、あの表は見ても、同時に財政再建云々かんぬん取り組んだ状況から見ても、今の状態の中では私の中では、私の持っている知識の中では健全な状況がされているんだろうと。その分、行政の運営していくなかで様々な資金調達の部分で苦労があるかと思えます。町長はじめ職員の皆さんにはその事が大変苦労あるんだろうと思います。

しかし、これはもう一度経験した当町にとっては、絶対欠かしてはならない視点であって、持続可能な

まちであれば後継者に、財布もしっかりした形でもって渡さなければならないという風なそんな思いを持っていますので、具体的な中身については、またこの次の機会があればと思いますので、私の所見はこの辺で終わりたいと思います。町長、何かあればお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ありがとうございます。

人材については本当に私1期目の時に、人は財産だという思いで、あえて財を使わせていただいて、当時やはり人を育てていかなければ、まちが衰退していくという思いで公約に掲げました。

ただ、その当時はここまでひどくなるという思いがあつてのものではないですけども、今は本当に日本全体が人手不足の状況に至っていますので、人材を取り合っているような状況ですので、ここについては本当に政府自体がしっかり方向転換をしていかない限り日本の減少は止まらないんだと思うんですね。下げ止まりと言いますかね、そういったものは今後、我々小さい自治体ではありますけども、国の推移を見ながらしっかり自分達もやれるところはしっかりやっていきたいと思います。

そして、財政については本当に私引き継いだ時に、たぶん17億ぐらいの一般財政調整基金があつたのではないかなと思っています。それで、今の状況を見ますと12億ちょっとぐらいで推移をしています。ただ、その12億ちょっとも先ほど言いました4億5千万という、がんばる地元企業応援条例で使わせていただきました。ただ、それを漫然と使ったわけではなくて、備荒資金組合の方に財調を少しよっこしていますので、大体そちらの方に2億3千万ぐらい多分まだ積み増しされておりますので、現状からいくとそんなに変わっていないのと、あとはもう少しその目的基金に少しまぶしていますので、トータルでいくとそんなに目減りはしていないのかなと思っています。

ただ、議会の方もご承知のとおり今回はかなり大型事業をさせていただいておりますので、ほぼほぼ温泉なんかにつきましては、補助金が唯一木質バイオの関係で5千万はいただきましたけど、ほぼほぼ一般財源ベースですので、当然過疎債を充当させていただいておりますけども、種苗センターも過疎債、温泉も過疎債、鳥獣も過疎債ということになると、当然、福島町全体の過疎の総枠というのは大きくなります。そして、過疎債もやはり函館市のような町でも過疎債が適用になるようになって、過疎が増えていくんですね。だからそうすると、予算に対して町村の数が増えていきますと当然配分率が下がってきますので、本来95貫えるところを70パーセントとかってなりますと、当然持出しという形が出ますので、今年は少し今のところ財政調整基金も2億ちょっと超える金額を支消させていただくこととなりますけども、我々決算の段階ではもう少し圧縮かけて頑張っていきたいなどは思っていますけども、多少今年は大規模事業を消費して懸案事項を解消するために、少し一財を使わせてもらっているという関係でありますので、ただ、自分の選挙公約の中に財政調整基金10億をなるべく維持した形で健全な財政、柔軟性のある財政をやっていきたいということの思いは念頭の中に常に抱きながら、予算編成なり予算査定をやらせていただいておりますので、その使い方に少し齟齬があるようであれば、しっかり議会の方から指摘していただければ有難いと思いますので、その都度、今日監査委員も見えてますけども我々監査委員と財政やった頃は本当にお金がなくて大変な思いをしたことがありますので、そういった思いをすることなく、しっかりやはり財政がまちづくりの基盤であるということは、私職員時代も先輩方から植え付けられていますので、そのところはしっかり守りながらやって行きたいと、そのように思っております。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

次に、2番杉村志朗議員。

○2番（杉村志朗）

一般質問をさせていただきます。

質問事項は、どすこい直売所について。

今年の夏は過去の平均気温を大きく上回る圧倒的な異常気温となりました。どすこい直売所については毎年6月上旬から10月までの営業をしており、新鮮な野菜や花など安価で販売し、多くの町民から感謝されております。



しかしながら、電気設備については、全く整備されていない状況にあり、扇風機なども使うことが出来ず、野菜の品質低下や販売従業員などの体調管理も心配しており、このことは従業員から聞いております。

次の3点について町長にお伺いいたします。

- (1) どすこい直売所の暑さ対策の必要性について。
- (2) 従業員から施設が狭いと聞いているが把握しているか伺います。
- (3) どすこい直売所の新設又は改修を考えているか伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

杉村議員のご質問にお答えいたします。

どすこい直売所の簡易店舗については、農業生産の向上等を目的に、町が平成21年度に国の経済対策交付金を受け町有林の間伐材で制作し、青函トンネル記念館駐車場に設置しております。なお、管理については、福島町農業協同組合に対し無償貸与しております。

1点目のどすこい直売所の暑さ対策の必要性についてですが、店舗の出入口のほか、換気用の窓を3ヶ所設置しているところですが、簡易店舗で容易に移動を可能とする観点から、電気設備を備え付けておりません。

しかし、近年の猛暑から野菜の品質低下や販売員の健康管理を踏まえ、新年度において電気設備と併せて扇風機等の設置を検討しております。

2点目の施設が狭いという件に関してですが、直接、福島町農業協同組合からそのような要望を伺っておりません。

3点目のどすこい直売所の改修又は新設についてですが、設置当初から簡易店舗として設置された経緯があり、現時点で改修及び新設は難しいものと判断しております。

○議長（溝部幸基）

2番杉村志朗議員。

○2番（杉村志朗）

平成21年度に簡易店舗として経済対策交付金によって設置されて15年ぐらい過ぎました。その間に電気設備がなかったことで不便を感じたこともあったと思いますが、ただいま町長の答弁によりまして、大変温かい判断によって、来年度には販売の鮮度なり健康管理の問題に対しまして解消されることと思っておりますので、私からも本当に御礼を申し上げたいと思います。

それと、店舗面積が狭いということでございますけれども、やはりあのような小さな設備形式のものでございますので、お客さんとの対応が、やはり十分に対応できない。そういう面からいって、入口そして出口があればと思いますが、そういう風にしてまた狭いために陳列棚、そういうものももし前方にでも備え付けられるのであれば、そういう風な感じで備え付けていただきたいという要望も販売所の方からございます。いかがでしょうか。

それと、3点目のそういう改修なり新設は難しいと判断されておりますけれども、その面は当然、今、補助金のそういう交付金の問題というのは、補助金の規制、そういうものは現在もまだ残っているのか。そしてまた、改修や新設は難しいものとしておりますので、道の駅計画と言いますか、そういう道の駅構想なりの現在の進捗状況を教えていただきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

答弁にもありますように平成21年度に国の経済対策交付金を使ってございますので、大体、今のところ14、5年経過ですかね。そういった形になりますと、大体国の補助金というのは大体15年ぐらいで色んなものの、何て言いますか、補助金の適化法とかそういったものが決められておりますので、多分その辺は具体的な数字、私、捉まいておりませんが、多分ある程度クリアできているのかなという気はしています。

ただ、この店舗については当初の経緯を私承知はしてございませぬけれども、農協さんの方にですね、町

としてはしっかり管理をお願いするという形で、これまでも簡易店舗貸付要綱に基づいて、使う人がしっかり管理をするという規定に基づいて今やられているんだと思っていますので、そういったなかで、なんでも行政が全てやるのが果たしてどうなのかと。

それで、ここの状況をちょっと見させていただいていますが、年間100万ぐらいのやり取りなんですよね。そんなに大きい金額でもないのに、その辺も含めて新たな店舗というのはなかなか単独では難しいのかなという気がしています。

それで今、議員の方おっしゃいました道の駅に関してですね、若い人達に道の駅の構想を出させていただきました。その構想の中に、適地として福祉センターの辺りに道の駅を造るのがベストではないかなという、何ヶ所かある中で候補地としてあがってきました。

ただ、今先ほどの熊野議員の質問で答えさせていただきましたけど、町の中で今課題がかなりクリアしなきゃならない事業が大型事業、今回相当ありますので、自分の中で道の駅の構想は今止めております。実際、若い人達から出てきたものを現実に映すとすると、福祉センターの改修から全てのものを見直す形になりますので、相当大型事業という形でなければ、あそこの場所に道の駅は造ることはできないのではないのかなという気がしてございますので、今の段階で軽々に、そこに構想を立ち上げるということにはちょっと今ならないんだということで今立ち止まっている状況であります。

ただ、将来的にはやはり今の道の駅が私も横綱記念館作った時に当時担当にいたしましたので、今の道の駅の作り方がどちらかというと本来の道の駅でない姿の中で指定受けたこともしっかり記憶に止めてますので、今の道の駅は厳しいんだなという思いがありますので、将来的に色んな、この前の木古内の道の駅行ってきましたけど、やはりかなり繁盛して町のPRなり色んな形の中で、効果として今道の駅というのは欠かすことができない状況の中で、我々としては今現状の道の駅を少し見直そうということで担当の方に指示はしていますけども、今、新たな道の駅構想については今少し大型事業が落ち着いた段階で、しっかり考えて行くことになるんだと思いますし、今、次期開発計画についてもこれまでなかった暑さ対策の関係で、今回も議会に補正をお願いしていますけどもエアコンの関係が今度軒並み学校なり公共施設が出てきますし、また、色んな形で今の高校存続の問題でまた少し大きな予算をいただくことになるかもしれませんので、まずは喫緊の課題をしっかりと解決する予算事業を早期にやっていくなかで、将来展望として道の駅があるという考えで、今自分の構想の中ではありますので、今すぐどうこうという話しにはなりませんけども、将来的構想の中でそういったものはしっかりと描いていければなという風に思っているところです。

○議長（溝部幸基）

2番杉村志朗議員。

○2番（杉村志朗）

確かにそういう今の説明ではある程度分かりますけれども、やはり年間100万程度で使う方に改修なりそこら辺をやれと言っても、利益がやはり伴わないもんですから、そういうことであれば、たまたま今までの議会でも検討してきました道の駅構想というのが、何年か後にそういう目的を果たせるようなことであれば、また連続して農業組合の方とのそういうお話しをなかで結局します。

それでも、おそらく2、3年ではそういう方向には行かないと思いますので、その程度の話は私の聞いた方に一応伝えておきますので、まず質問はその程度で、どうもありがとうございました。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先ほども言いましたけども、我々としては窓口が今農協さんになっていますので、まずはしっかり、たぶんものを売っている方々も農協さんに入っているんだと思いますので、まずは農協さんの方としっかり話をして、農業団体としてこういうものが需要だというのであれば、また違った話になってくるのかなと思いますので、そこを踏まえて、まずしっかり農協さんと実際に売り買いしている、たぶん女性の方がほぼほぼだと思んですけど、そういった方々としっかり意見交換をして、今後どうしていくかということも踏まえて整理していただければ、農協さんの方とは我々予算時期になれば当然、来年の予算の関係の協議とか入りますので、その中でまた一つでも二つでも前に進めるものがあれば、対応はしていき

いという思いはありますので、是非その辺を杉村議員の方からでも伝えていただければ有難いと思います。よろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。  
暫時休憩いたします。

---

（休憩 11時57分）

（再開 12時57分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎議案第41号 福島町浄化槽事業の設置等に関する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第41号 浄化槽事業の設置等条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、議案の5ページをお開き願います。

議案第41号 福島町浄化槽事業の設置等に関する条例。

福島町浄化槽事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和5年12月12日提出、福島町長。

内容につきましては、説明資料でご説明させていただきますので、資料ナンバー2、説明資料の5ページをお開き願います。

1、制定の理由。

町の浄化槽整備事業会計は、事業開始当初から多くの自治体が採用している官庁会計方式（特別会計：単年度収支）を採用し、現在まで運営してきましたが、国から平成31年度から令和5年度までの5年間で地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行するよう要請されたところであります。

特に資産規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業（浄化槽含む）について、重点的な取組を要請されており、町も本要請に該当することから、公営企業会計に移行するため必要となる事項を定める条例を新たに制定するものであります。

2、制定の内容。

（1）第1条は、設置についての規定であり、公共用水域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、町に浄化槽事業を設置することとしております。

（2）第2条は、法の財務規定等の適用についての規定であり、地方公営企業法に規定する財務規定等を浄化槽事業に適用することとしております。

（3）第3条は、経営の基本についての規定であり、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう運営し、処理区域は、福島町の区域内とすることとしております。

（4）第4条は、重要な資産の取得及び処分についての規定であり、法の規定により、予算で定めなければならない浄化槽事業の資産の取得及び処分について、予定価格が700万円以上の不動産、動産の買入れ若しくは譲渡（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のもの）又は不動産の信託の受益権の買入れ、譲渡とすることを規定しております。

（5）第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除についての規定であり、浄化槽事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とすることを規定しております。

(6) 第6条は、会計事務の処理についての規定であり、浄化槽事業の出納その他の会計事務のうち、公金の収納又は支払いに関する事務等に係る権限は、会計管理者権限で行わせることを規定しております。

次のページをお願いします。

(7) 第7条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等についての規定であり、浄化槽事業の業務に関し、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が15万円以上のものについては議会の議決を要することを規定しております。

(8) 第8条は、業務状況説明書類の提出についての規定であり、浄化槽事業に関し、法の規定に基づき事業の概況、経理の状況等を記載した説明書類を、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年5月31日までに提出することを規定しております。

### 3、施行期日等。

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

また、福島町特別会計条例については、浄化槽整備事業会計が公営企業会計への移行に伴い、第1条第4号の福島町浄化槽整備事業特別会計 浄化槽整備事業の規定を削る必要があるため条例の一部を改正するものであります。

### 4、その他。

本条例の制定に伴い、浄化槽事業の会計、その他財務に関する基準及び手続きに関し必要な事項を定める必要がありますので、本ページ中段以降から24ページまで福島町浄化槽事業会計規則（案）を掲載してございます。

以上で、議案第41号 福島町浄化槽事業の設置等に関する条例についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第41号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

#### ○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第41号は可決いたしました。

## ◎議案第42号 福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

### ○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第42号 選挙公報発行条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之総務課長。

### ○総務課長（住吉英之）

それでは、議案の7ページをお開きください。

議案第42号 福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例。

福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月12日提出、福島町長。

改正内容につきましては、議案説明資料でご説明いたしますので、別冊2、議案説明資料の25ページをお開きください。

1の改正の理由。

選挙公報は、選挙管理委員会が発行する、候補者の指名、経歴、政見、写真等が掲載されており、公職選挙法第168条及び福島町選挙公報の発行に関する条例第2条に基づき発行されているもので、有権者にとって投票の判断材料として有意義なものとなっています。

しかしながら、条例第6条では、無投票となった場合、天災や事故等があったときは、選挙公報発行の手続きは中止すると規定されており、選挙公報が発行されないことにより無投票で当選した議員や長が選挙時にどのような公約を掲げようとしていたのか、有権者が確認することが困難となっている状況にあります。

こうした状況を解消するとともに、選挙に関する記録として留めるためホームページに限り掲載できるよう改正しようとするものであります。

2、改正の内容。

(1) 第6条に、次のただし書きを加えるものとございます。

「ただし、掲載文原稿について、選挙に関する記録として福島町ホームページに限り掲載することができる。」を加えるものとございます。

3、施行期日。

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以降に執行する福島町の議会の議員及び長の選挙から適用します。ということで、本年の選挙から適用してまいりたいという風に考えてございます。

議案の7ページにつきましては、新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第42号 福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の改正内容について、説明を終わりたいと思います。

よろしくご審議をお願いいたします。

### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

6番木村隆議員。

### ○6番（木村隆）

今回、条例改正ということなんですけれども、こちらの議案を選挙管理委員会で審議した日、開催された日はいつでしょうか。

### ○議長（溝部幸基）

住吉総務課長。

### ○総務課長（住吉英之）

まずは、この件について今般の議会議員の選挙の説明会の時に、こういった無投票の場合ホームページ等での公表ができないのかというご質問がございまして、それを受けて、9月1日に開催した選挙管理委員会の中で、正式な議案としてでなくて、まず話題提供としてその日に、話題提供として皆様の方にその

ことをお伝えをしている内容となっています。

それで、その後、我々もどうしたらいいかという風なことで、少し前向きな方に考えて、それであれば条例を改正しなきゃならないのかなということ、最終的に12月1日に開催された選挙管理委員会の中で正式な議案というような形で提案させていただいて、その中で承認を得て今般一部条例の改正という形で議会の方にお諮りをしているというような状況でございます。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

もう一点お伺いします。

12月1日に正式な議案ということなんですけれども、11月の27日に11月会議がございました。会議始まる前に議員全員集まるんですけれども、その時に溝部議長の方から、溝部議長と丁子谷選管委員長がお会いしまして、選挙公報の取り扱いについて他の自治体の例を挙げて要請してきたと。そういう報告を受けております。ここにいる皆さん全員聞いているはずですよ。

そういった事実をですね、総務課長、議長と選管の委員長が会ってきたという事実をご存知なんですか。

○議長（溝部幸基）

住吉総務課長。

○総務課長（住吉英之）

承知してございました。私もこういった内容の部分について、こういう改定の方で進めたいということで委員長ともお話しもしていますし、そのことについて丁子谷委員長が議長と会ってお話しをしたということも承知はしてございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

討議の内容はですね、今、質疑の中でもありましたけれども、議長と丁子谷選管委員長がそういう正式な議題になる前に議長の方から要請したということなんです、これは議員全員の総意じゃないんです。

議長が個人的に丁子谷選管委員長のところに行って要請してきたということだけなんです。ですからこれについての討議をさせてもらいたいんですけども、よろしいですか。

○議長（溝部幸基）

討議、内容を言ってください。

○6番（木村隆）

ですから、今の件について討議させていただきたいということです。

○議長（溝部幸基）

討議していいんじゃないですか。

○6番（木村隆）

議長の今回のことについて、今回のような例がありますと、こういったことでも要請することができると思うんです。選挙のことについて、例えば選挙ポスターの枚数増やしてくれとか、選挙の看板をもっと増やしてほしいとか、それからそういったこと全体について、実際にみんながこの選挙公報をホームページに出してもいいという方向性であるんだったらいいですけども、どこかで議論しましたか。してませ

んよね。

でも、議長は一人でそういう風な議員の方向性なんだみたいなことで丁子谷選管の委員長に会って要請してくるとするのは、私はおかしいと思っているんですけども。どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

選挙公報については、スタートの段階で議会側の提案を受けて選挙管理委員会の方で検討をして、選挙公報をスタートさせたという経緯があります。そのことを発行することで、公選法で決められている議員一人当たり福島の規模では800枚のハガキを発行できるんですが、それを自主的に止めて、選挙公報に委ねると。その部分での経費節減にもなるということの経緯があります。

今回、選挙立候補者が9名ということで、条例的には発行しないということになります。説明会の段階で、そういった場合の対応について情報はどうなるんですかということの答弁が、個人的にデータを提供しますということでした。それを受けて、初議会9月1日だという風に思うのですが、体制決まった段階だという風に思うのですが、全員、皆さんにそういうデータを全員に了解を得て、そのうえでホームページの方に掲載するというお話をしました。木村議員だけが反対といいますか、しないということの内容でしたので、全員の選挙公報の対応がホームページに掲載できないということになってしまいました。

それで、具体的にそれをホームページに対応するというになると、条例を改正するという形にしなければ、なかなかそれは不可能ということになりました。その部分を含めて丁子谷選挙管理委員長とお話しをしまして、やはり、今の条例の部分の中では今まで対応した部分でもそれができないということで、出来ればそういう検討をしてほしいということの、今、総務課長の方から言ったように、説明会を経て、選挙管理委員会の方でも検討するということでしたので、そういう部分を当初は次期改選期からということの選挙管理委員長の考え方だったようですけども、また今回その選挙公報が出ないということは、候補者の公約が町民の目につかないということだと思います。

それと併せて、今回の選挙費用の公費負担の部分で、ビラの対応も新たに出たんですけども、この部分も選挙公報は発行しているということで自粛をするということです。ハガキも出ない、ビラも出ないということの状況下で候補者あるいは当選者の選挙公約が全く町民の目に見ることができないということで、その辺も勘案して私自身はできれば条例改正を含めて検討したいという話をしたということです。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

ですからね、議長個人の見解ですかということに答えていないんですよ。

確かに議会だよりに載せるというのが、あれいつでしたかね、ちょっと忘れちゃったけども、私も選挙の時に選管からこういう風に発行しませんという回答を得ているので、もう必要ないですよという形で言ったわけです。それを受けて結局議長は、議会の社会ではどうにもならないからということで、自分の考えで選管の丁子谷さんと会ったわけですよ。だから、独立した執行機関という選管に対して、議員個人が要請しに行くというのが私はおかしいと思っている。それについて、どうなんですかって聞いているんです。

○議長（溝部幸基）

町長ちょっと待ってください。

前段で言ったように、確認した段階で木村議員以外は出したいという方向で私は確認しているという風に思っているんですよ。だから、一人が反対、出さなくていいということですから、選挙公報としては出せないわけですから、そのためにどうしようかなということを検討したということ。

これは町長の方も選挙公報を出して、用意していますので、併せて近隣の状況とかとの状況も踏まえて見ると、町長の公報も一緒に対応していますので、今回は、うちは議員と町長の選挙も一緒でしたので、町長の方にもこの話は相談をして、そういう方向で考えているということで町長も、今このあと答弁してもらいますけども、賛成をしたんでそういう方向で検討をお願いをしたということです。町長からもいいですか。

鳴海清春町長。

(「討議というのは町長発言していいの」という声あり)

○議長(溝部幸基)

いいんでないですか。

○町長(鳴海清春)

議案については、私の方で出していますので、私の方で少しお話をさせていただきますけども、当然、切り口はたぶん木村議員おっしゃるような事だったのか我々そこまでは承知してございませんけども、私、選管の委員長から相談を受けまして、色々と委員長も熟慮しながら、どういったケースとして町民に多分無投票というのを想定していない状況の中で、今回無投票選挙になったという状況で、今までの関連がなかなか通じないのかなという形で。

それで、当然、1日選挙運動をしますけども、選挙公約なり色んなものが町民に伝わる方法として何がいいんだろうということの切り口のなかで、委員長も大分悩まれていたようですけども、私の方である程度知らしめること自体は何も悪いことでもないし、町民に対して広く議員の皆さんの考えが伝わるのであれば、いいのではないのかなという私の判断のもとで、今回議案提案させていただいているところであります。

○議長(溝部幸基)

よろしいですか。

そのほか討議ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第42号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

6番、7番を除いて賛成多数であり、議案第42号は可決いたしました。

---

◎議案第43号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

---

○議長(溝部幸基)

日程第7 議案第43号 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業運営基準条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長(深山肇)

それでは、議案の9ページをお開き願います。

議案第43号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月12日提出、福島町長。



内容につきましては、説明資料でご説明させていただきますので、資料ナンバー 2、説明資料の 26 ページをお開き願います。

まず、1 の改正の理由。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の第 3 条第 1 1 項が同条第 1 0 項に改正されること等を受けて、関係条例の一部を改正するものであります。

2 の改正の内容。

(1) 条例第 1 5 条及び第 3 6 条関係としまして、指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への「事前協議」が「事前通知」に見直したため、関係する規定を改正するものであります。

(2) 条例第 3 5 条及び第 3 6 条並びに第 5 0 条関係としまして、「款」から「節」の構成に変更されているため関係する文言の整理を行うものであります。

3 の施行期日について。

公布の日から施行するものでございます。

なお、議案の 9 ページから 1 2 ページにかけて新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第 4 3 号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 4 3 号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 4 3 号は可決いたしました。

---

#### ◎議案第 4 4 号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第 8 議案第 4 4 号 国民健康保険税条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案の13ページをお開きください。

議案第44号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月12日提出、福島町長。

改正の内容についてご説明いたしますので、説明資料の27ページをお開きください。

1の改正の理由。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保健法等の一部を改正する法律が公布され、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後の期間の所得割及び均等割を軽減する措置が講じられたことに伴い、当条例の一部を改正するものであります。

2の改正の内容。

(1) 出産被保険者に係る軽減措置（第23条第3項関係）で、アの対象者については出産する予定の被保険者で、イの軽減対象は当該被保険者に係る所得割額及び均等割額となっており、ウの期間については4ヵ月（多胎妊娠の場合は6ヵ月）で、出産の予定日が属する月の前月から出産予定月の翌々月までの期間といたします。エの軽減に伴う財源負担は国2分の1、道4分の1、町4分の1となっております。

3の施行期日等。

(1) 施行期日につきましては、令和6年1月1日から施行いたします。

(2) 適用区分につきましては、この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとします。

なお、議案の13ページから16ページに条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第44号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第44号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第44号は可決いたしました。

---

◎議案第45号 福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第45号 産業振興資金貸付条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

それでは、議案の17ページをお願いします。

議案第45号 福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例。

福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年12月12日提出、福島町長。

それでは、内容の説明をいたしますので、議案説明資料の28ページをお願いします。

1、改正の理由。

近年の水産加工業におけるイカ不漁に伴う加工原料の確保、燃料費等の高騰による経営圧迫などが深刻な問題となっていることから、福島水産加工協同組合からの支援要望書を受け、預託金額増額による融資枠の拡大とともに、既に実施している利子の補給に加えて、その貸付けに対する保証料の補給を行うことにより、町の基幹産業である水産加工業の経営基盤安定化を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容。

(1) 第5条関係です。

①新たに保証料の補給ができるよう、文言を追加しております。

②保証料補給金額は、条例規則において定めることとしております。

③償還延滞により生じた保証料は適用しないこととしております。

3、預託金額及び保証料補給。

金融機関に対する預託金額は、現行で7千万円を8千500万円とし、保証料補給額は支払った金額全額とするものでございます。

4、施行期日。

この条例は、公布の日から施行いたします。

なお、議案の17ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第45号の提案内容の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

今回の改正条例につきましては、反対するものではありませんが、加工組合というか、これは何社が入っているのか、それをお知らせください。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

水産加工組合については4社が入ってございます。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

この4社が、今回のお金を使っているのかどうか。それだけ。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

この4社というよりは、福島の水産加工協同組合が借り入れている部分なので、個々の部分については申し上げるものでなくて、加工組合が借入しているという内容になってございます。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

今の4社の絡み、そして、加工組合が窓口になってその所に、結果的にはそれで割り振りされていくという恰好なんですね。

直近のことでよろしいですし、ここ何年間かの今までの7千万の執行状況、教えていただけますか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

これまでは町の預託として7千万、金融機関で7千万、計1億4千万の貸付ができるということで金融機関と協議しておりまして、その枠を限度内限度額使ってございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

今回、1,500万の追加ということですが、これに対しての金利というか、それはどのぐらい掛かるのか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

金利につきましては、利子の方の金利につきましては0.01となっております。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

これは相当長い歴史的制度というか、町からの補給制度だったんだろうと思います。

本当に当町のなかで、相当の数、水産加工業者があった時代から利子補給。それもなかなかこの制度自身が成立するまでに難産だったというような記憶を私自身は持っております。

ということは、やはり、なかなか個人事業に対して公的な利子補給といえども公的な支援をするのは、いかなものなのかという、そういう時代背景の中から始まったように思います。

しかし、今現状から考えると、地場産業そのものをきちっと育成して残していかなきゃならない。それが町の、先ほどの話しではないですけども持続に繋がるという大きなテーマ持っているわけですから、このことに対して反対するものではないですが、今、加工組合を窓口にしてそれが入っていきっていると。必要な所に必要な形でもって、回って行っているのかどうか。そのことの確認をしたくて、どの程度のことでもって今近々の状態で、どう使われているのか、あれば教えていただきたいと言ったんですが、いかがですか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

中身につきましたは、当然、加工組合さんの方で個別4社である構成員、その方々の現在の仕入れという部分で、当然承知してあるものなんですけど、内容についても自分も中身は承知してございますけど、金額は今ここでこの金額だと申し上げることはできませんけど、私共はその内容は承知してございます。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

こういう公費を、こういう作業を一般企業の所に入れていく時に気を付けなければならないのは、やはり不公平感が持たれるような援助の仕方になったら一番まずいんだろうなというように思います。

ただ、加工組合が窓口になって、それが入っていつているということであれば、それなりのその業界自体がきちっとそれぞれの個々の経営状態を把握しながら、必要なところに必要な形で入っていつているんだろうなという風にして推測はできますけども、担当者の方からはその辺のことをしっかりと注視しながら進めていただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

加工組合の歴史は長い状況で、議員さんも承知しているのかなと思いますので、ただやはり、景気のいい時代と言えば変ですけど、イカが大変獲れた時は、そんなに利用度と言いますか、ここに頼ることなく自主的な中である程度大きい資金を頂く時に借りるという形を取ってきたんだと思います。

ただ、ここ何年間、ご存知のとおり最初の頃は十何社以上あったのが、今は本当に1桁台になります。ただ、そこで働いている多くの女工さんはやはり町を支える基幹産業の中で、これまで貢献してきておりますので、我々としてはそこのところをしっかり守る。そして、今年のように本当に毎度のように新聞でイカが不漁、不漁と出て、原材料を確保するのもも苦慮している状況のなかで、そういったものを我々として支援をする必要があるんだということで、今回決定をさせていただきました。

ただやはり議員ご指摘のように、ある程度特定したとこに偏るといことがあれば、我々としてはやはり町民の理解が得れませんので、そこのところはしっかり組合としてしっかり管理してくださいというお話しは私の方からも直接させていただいておりますので、そこのところはしっかり銀行さんの方とも我々3者で連携をしながらやらせていただいておりますので、その懸念のないようにしっかり我々としても管理をしていきたいとそのように思っております。

○議長（溝部幸基）

意見交換そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第45号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第45号は可決いたしました。

---

◎議案第46号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

---

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第46号 定住自立圏形成協定一部変更の締結を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

それでは、議案の19ページをお開きください。

議案第46号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について。

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結したいので、福島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月12日提出、福島町長。

内容につきましては、説明資料でご説明いたしますので、資料2の議案説明資料の29ページをお開きください。

1、変更の理由。

「第2次南北海道定住自立圏共生ビジョン（平成31年度から令和5年度）」は、福島町と函館市が締結した形成協定に基づき、道南18の関係自治体が連携・協力し、人口定住を推進する具体的な取組内容や圏域の将来像を明らかにするものであり、平成30年度に策定しました。

今般、計画期間が令和5年度で満了することから、評価指標の達成状況等を踏まえ、必要な見直しを行い、「第3次南北海道定住自立圏共生ビジョン（令和6年度から令和10年度）」を策定するにあたり、新たに連携して取組む具体的事項の追加等に伴い、これまでの協定の内容の一部変更が生じるので、変更締結しようとするものであります。

2、変更の内容。

新たに連携して取組む具体的事項の追加及び文言の整理等でございます。

なお、渡島檜山管内の各市・町においても、それぞれ12月定例会に協定変更に係る議案を上程しているものでございまして、全ての市・町で議決を経たのちに変更協定の締結を予定しているものでございます。

30ページから32ページまでが、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書の新旧対照表となっております。

まず、30ページのア、医療の下段でございますが、これまでは医療従事者の確保・養成として、取組内容やそれぞれの役割を整理しておりましたが、安定的な医療提供体制の確保という形で内容を整理しているものでございます。

次に、新たに連携して取組む事項として、31ページ、イの次にウ教育として、文化・スポーツの振興に関する取組を追加しております。圏域内の各市・町では圏域内の施設を活用して、文化・スポーツに関する大会やイベントが開催されておりますが、圏域内の定住を維持していくためには、こうした文化・スポーツなどに対する住民のニーズにも対応していく必要もあり、圏域内の住民に対し、これらの情報を広く発信していくほか、住民の利便性の向上を図るため、圏域内の文化・スポーツ施設の総合利用について進めていくという内容のものでございます。

次に、別表第2のウの次に、エその他として消費生活相談の広域的対応に関する取組を追加しております。函館市消費生活センターにおいて函館市並びに関係市・町・住民の相談対応や、斡旋処理を実施するもので、消費者被害の未然防止のための情報提供を行い、圏域住民の消費生活の安定及び向上を図るという内容のものでございます。

以上で、議案の内容についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

ちょっと確認させていただきます。

平成25年だったと思うのですが、この函館圏の中で、この構想で、そして当町も参加して、今ドクターヘリ医療の部分ではドクターヘリが一番の運用の恰好でもって動いているなという風に見ているんですが、それでお聞きします。

当町の当時も財政負担的なものが発生していたと思うのですが、現状どうなっていますか。それから、スポーツとか文化云々って話になってますけども、人的な交流とか当町も色んな意味での人的な部分での思いありますよね。いわゆる学校の部活の指導者の問題。外に出てきた時の指導者の問題等も含めて、色んなことが欠けている部分があるかと思いますが、それはどうなっていますか。施設の部分についても同様にその辺のことをもう少し詳しくお願ひいたします。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

まず、費用面に関してですが、令和4年度の実績で関連する事業の合計が863万6千円、これが定住自立圏共生ビジョンに基づく各施策の合計の福島町分の事業費となっております。

それでメインはやはりドクターヘリの運行というところが大きいところですが、このほか救急救命士の病院実習の実施に係る経費であったり、広域観光のプロモーション活動の事業費であったり、函館市が中心に行っている職員の研修、こういったものの経費が諸々含まれている内容となっております。

また、併せて生活バス路線に係る費用の関係も、この定住自立圏の協定項目の中にも含まれておりまして、そういった経費も含まれているというところでございます。

今回新たに取り組む文化・スポーツというところで、どちらかといえば各公共施設の圏域、無料の形で総合利用することによって、それぞれの施設の有効活用を図っていければというところで、今回新たに追加したものでございまして、それら施設を使ったイベント等の周知も含めて、そういったことで有効活用を圏域の中で図っていきたいというところが今回追加する項目になっておりますので、指導者の目線としては今段階では組み込まれていないという状況になっております。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。  
採決を行います。  
お諮りいたします。  
議案第46号を決することに賛成の方は起立を願います。  
(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第46号は可決いたしました。

---

◎議案第47号 定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事請負契約の議決更正について

---

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第47号 定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事請負契約の議決更正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の21ページをお開きください。

議案第47号 定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事請負契約の議決更正について。

令和5年5月18日議決（議案第9号）の工事請負契約を次のとおり更正するため議会の議決を求める。

令和5年12月12日提出、福島町長。

契約の目的であります、定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事であります。

契約金額は、変更前で7,709万9千円、変更後で7,752万8千円でございます。

内容について説明いたしますので、議案説明資料33ページをお開きください。

1、議決更正する理由。

定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事の契約変更の内容については、建築基準法改正に伴い義務化されることとなる高断熱・高气密仕様を今住宅に適用する為、気密化工事の使用変更及び気密化測定の費用を追加し、工事費に変更が生じることとなりました。

そのため、令和5年5月18日議決（議案第9号）の工事請負契約を更正しようとするものです。

補足でございますが、企画課が主管課の令和6年度の建設予定の「定住促進住宅」についてでございますが、脱炭素社会の実現に貢献するとともに町内住宅建設のモデルとなり得る省エネルギー住宅と、今年3月の議会でも説明しておりましたが、仕様の決定はしておりませんでした。今年度に入りまして、コンサルとともに北海道の住宅局に赴き、北海道の担当者から伺ったのが、北海道の立地に適して、町の目的に沿った住宅として北方型住宅 ZERO の説明を受けて進められてございます。

北方型住宅の建設にあたっては、BIS-E（ビス・イー）という資格が施工者に必要となっております、その受験資格として気密工事及び気密測定の実績というものがありますが、町内業者にBIS-Eの資格取得者も気密化工事及び気密測定の実績がある施工者もいなかったため、この定住向け町有住宅（2号棟）の工事において、先ほど前段で説明した理由と合わせて気密化に係る工事一式を行うこととして追加いたしました。

2、変更内容。

工事名、工事箇所、工期、契約の相手方については変更はございませんが、工事概要では気密フィルムの仕様変更と気密フィルム補強材及び気密測定を追加してございます。

契約金額は先ほど説明いたしました、変更前で7,709万9千円、変更後で7,752万8千円、42万9千円の増となっております。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。



質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第47号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第47号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

---

(休憩 13時54分)

(再開 14時06分)

---

○議長(溝部幸基)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎議案第48号 令和5年度福島町一般会計補正予算(第7号)

---

○議長(溝部幸基)

日程第12 議案第48号 令和5年度一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之総務課長。

○総務課長(住吉英之)

それでは、議案の23ページをお開きください。

議案第48号 令和5年度福島町一般会計補正予算(第7号)。

令和5年度福島町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,148万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,327万円とする。

令和5年12月12日提出、福島町長。

それでは、歳出からご説明いたしますので、議案説明資料の37ページをお開きください。

説明につきましては、補正額50万円以上のもを中心に説明いたします。

2段目、2款総務費、1項1目一般管理費の事務事業予算名も同様に70万円の追加は、特別職の旅費で白神防災道路をはじめとした諸課題の要請について、要請活動が増えていることから旅費の不足が見込

まれるため追加するものでございます。

続いて次の段でございませう。

事務事業予算名が庁舎管理費で51万円の追加は、役場庁舎1階ロビーに設置している血圧測定器故障による入替え、それと、機能回復室で使用しているイス15脚購入による備品購入費の追加でございませう。

続いて38ページをお願いいたします。

下段でございませう。

2款総務費、2項2目賦課徴収費の事務事業予算名で、賦課費で152万5千円の追加は、9名分の固定資産税の課税誤りが判明したことにより、過徴収分の本税に合わせて還付加算金を加えて還付するための過誤納還付金を追加するものでございませう。

続いて39ページをお願いいたします。

中段、2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費の事務事業予算名、社会保障・税番号制度システム整備費で86万4千1百円の追加は、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記を記載、記録できるように対応した住民基本台帳システム及び戸籍附票システム改修に必要なシステム改修業務委託料の追加でございませう。

続いて40ページをお願いいたします。

中段、3款民生費、1項1目社会福祉総務費の事務事業予算名、障害者福祉事業費で69万3千円の追加は、障害者支援区分認定調査件数及び補装具の交付件数が増加したことにより、医師意見書作成手数料と補装具給付費の追加及び障害福祉サービスの報酬額改定によるシステム改修委託料の追加でございませう。

次の段でございませう。

3款民生費、1項6目福祉センター運営費の事務事業予算名も同様で65万円の追加は、電気料の高騰により今後の支払いに不足が生じることが見込まれることから、光熱水費を追加するものでございませう。

続いて次の段でございませう。

事務事業予算名、福祉センター冷房設備設置事業費で400万円の追加は、音楽室、図書室に設置するエアコン各1台。研修室、和室、老人室に設置する窓用エアコン7台購入のための備品購入費を追加するものでございませう。詳細につきましては、このあと担当課長より政策等調書によりご説明いたします。

続いて41ページをお願いいたします。

中段、3款民生費、1項9目低所得者世帯者支援給付金給付事業費、事務事業予算名、低所得者世帯支援給付金（追加分）給付事業費で6,460万円の追加は、国の令和5年度補正予算第1号により、物価高により厳しい状況にある生活者への支援として住民税の非課税世帯に対し、一世帯あたり7万円の生活支援助成金を支給する必要経費の追加となつてございませう。

続きまして42ページをお願いいたします。

下段、6款農林水産業費、2項4目熊等による被害対策費、事務事業予算名も同様で175万3千円の追加は、ヒグマをはじめとする有害鳥獣の巡視の強化及び箱わな等設置の見回り対応による活動報償費や熊よけスプレー購入に伴う消耗品費の追加となつてございませう。

続いて43ページをお願いいたします。

上段、6款農林水産業費、2項5目治山費、事務事業予算名、自然災害防止事業費で31万5千円の追加は、浦和地区や月崎地区で実施している治山工事等の土捨場用地確保のための用地取得費の追加でございませう。購入場所につきましては三岳兵舞地区で、峠下の元カーコンビニ倶楽部から入り、橋を渡つた付近となつてございませう。

続いて次の段でございませう。

6款農林水産業費、3項2目水産振興費、事務事業予算名、産業振興資金貸付費で1,520万円の追加は、先ほど議決いただきました産業振興資金貸付条例の一部改正に伴うもので、預託金額及び利子等補給金の増による追加となつてございませう。

44ページをお願いいたします。

上段、7款商工費、1項6目横綱記念館管理運営費、事務事業予算名も同様で269万5千円の追加は、稽古土俵に設置している映像用プロジェクター故障による入替えのための備品購入費の追加となつてございませう。

続いて次の段でございます。

8款土木費、2項2目道路維持費、事務事業予算名も同様に100万円の追加は、町道排水溝補修等の施工による修繕費の不足見込額の追加となっております。

続いて45ページをお願いいたします。

上段、8款土木費、5項1目住宅管理、事務事業予算名、町営住宅整備事業費で180万円の追加は、町営住宅の外壁防水塗装外の施工による修繕費の不足見込額の追加となっております。

続いて46ページをお願いいたします。

上段、10款教育費、2項1目学校管理費、事務事業予算名も同様に161万円9千円の追加は、電気料の高騰により今後の支払いに不足が生じることから、光熱水費を追加するものでございます。

次の段でございます。

事務事業予算名が小学校冷房設備設置事業費で648万円の追加は、福島小学校及び吉岡小学校の職員室等に設置するエアコン5台、各教室に設置する窓用エアコン27台購入のための備品購入費を追加するものでございます。詳細につきましては、このあと担当課長より政策等調書によりご説明いたします。

続いて次の段でございます。

10款教育費、3項1目学校管理費、事務事業予算名も同様に111万1千円の追加は、電気料の高騰により今後の支払いに不足が生じることから、光熱水費を追加するものでございます。

続いて次の段でございます。

事務事業予算名、中学校冷房設備設置事業費で355万8千円の追加は、中学校の職員室等に設置するエアコン3台、各教室に設置する窓用エアコン11台購入のための備品購入費を追加するものでございます。詳細につきましては、このあと担当課長より政策等調書によりご説明をいたします。

続いて47ページをお願いいたします。

1番下段でございます。

10款教育費、5項3目学校給食センター費、事務事業予算名も同様に210万円の追加は、電気料の高騰により今後の支払いに不足が生じることから、光熱水費を追加するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入をご説明いたしますので、34ページにお戻りください。

まず、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の2節で20万円の追加は、補装具給付費の追加による国庫負担金の増となっております。

次の段の、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の2節で4,744万4千円の追加は、低所得者世帯支援給付金の追加事業実施による国庫補助金の増となっております。

次の段で、3節で799万7千円の追加は、住民基本台帳システム及び戸籍附票システム改修による国庫補助金の増となっております。

続いて次の段、2目民生費国庫補助金、1節で13万7千円の追加は、障害者福祉システム改修による国庫補助金の増となるものでございます。

35ページの上段、14款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金の3節で10万円の追加は、補装具給付費の追加による道負担金の増となっております。

続いて次の段の、2項道補助金、2目民生費補助金の3節で10万円の追加は、パスポート発給申請事務のノートパソコン等の備品購入に対する道補助金の増となっております。

次の段の、17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政町政基金繰入金で5,050万6千円の追加は、今回の補正に係る財源調整による増額でございます。これによりまして、今年度の財政調整基金からの繰入額総額は2億1,572万3千円となります。

続いて36ページをお願いいたします。

19款諸収入、3項貸付金元利収入、1目水産加工振興資金貸付金収入の1節で1,500万円の追加は、産業振興資金貸付増による貸付金収入の増となっております。

以上で、議案第48号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第7号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

政策等調書の補足説明を求めます。

福祉センター冷房設備設置事業、小学校冷房設備設置事業、中学校冷房設備設置事業、48ページから53ページになります。

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

それでは、教育委員会所管の事業についてご説明いたします。

政策等調書の48ページをお開き願います。

事業計画名、福祉センター冷房設備設置事業。

現状の認識は、夏季における著しい暑さのため、館内利用者からの暑さ対策の要望がありました。

政策等の発生源で、対象は館内利用者。意図は冷房設備を設置することで快適な環境を整備します。

事業計画は、福祉センター内で天吊り型のエアコンを音楽室に1台・図書室に1台、窓枠エアコンを老人室に2台・研修室に4台・和室1台をそれぞれ設置するものでございます。

計画額は、令和5年度400万円で、財源内訳は一般財源を予定しております。

次に、50ページをお開き願います。

事業計画名、小学校冷房設備設置事業。

現状の認識は、今夏において、記録的な猛暑が続いており、児童生徒の熱中症予防対策及び快適な教育環境整備のため、各教室へ冷房設備の設置が必要であると考えております。

政策等の発生源で、対象は町内の児童生徒。意図は冷房設備を設置することで快適な教育環境を整備します。資料では、教育環境を「整備」するの整備が記載漏れでしたので、訂正をお願いいたします。

事業計画は、小学校冷房設備設置事業で、壁掛け型のエアコンを5台、内訳は福島小の職員室に2台と保健室に1台、計3台。吉岡小の職員室に2台でございます。次に、窓用エアコンと記載しておりますが、福祉センターの事業でもご説明しました窓枠エアコンと同様でございますので、窓枠エアコンに訂正をお願いいたします。窓枠エアコン27台、内訳は、福島小で普通教室等8室に2台ずつ、校長室等2室に1台ずつで、計18台。吉岡小で普通教室3室に2台ずつ、保健室等3室に1台ずつで、計9台を設置するものでございます。

計画額は、令和5年度650万円で、財源内訳は一般財源を予定しております。

次に、52ページをお開き願います。

事業計画名、中学校冷房設備設置事業。

現状の認識と政策等の発生源は、ただいま小学校冷房設備設置事業と同様ですので、説明は省略させていただきます。

事業計画は、中学校冷房設備設置事業で、壁掛け型のエアコンを3台、内訳は福島中の職員室に2台と保健室に1台です。窓用エアコン、これも小学校の事業同様に訂正し、窓枠エアコン11台、内訳は福島中の普通教室等5室に2台ずつ、校長室に1台をそれぞれ設置するものでございます。

計画額は、令和5年度360万円で、財源内訳は一般財源を予定しております。

なお、10月会議で電源等についての調査・設計費を補正計上し、設計会社と契約して現在各施設の電気容量及び機器能力等の調査を進めております。その結果により、分電盤やコンセントの増設、電源ケーブルの敷設などが必要な場合は別途予算計上して、令和6年6月中までに改修を実施する予定でございます。また、小中学校の窓枠エアコン設置に係る事業費につきましては、11月7日付けで学校保健特別対策事業補助金102万円を文部科学大臣宛てに交付申請しておりますが、交付決定されましたら財源振替をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

40ページの福祉センター冷房設備の部分で、この度エアコンのことにについて一般質問させていただきました。今回、予算化されたことに有難く思うのですが、今回、要は福祉センター、小学校もそうですし中学校もそうなのですが、エアコンの設置にあたってエアコンの確保はどのようになっていますか。

今は現状としてエアコン確保するのに対して、色んなところで結構苦労されていると思うんですね。そのエアコンは全て確保できているのかを伺うのと、もう一点が、今回福祉センターであればエアコン2台と。窓枠用エアコン7台という言葉ですね。エアコンと窓枠用エアコン、壁掛けエアコンと、この3つの違いを聞きたいのですが、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

ただいま提案しました内容の冷房設備のエアコン、窓枠クーラーにつきましては、町としての特段の確保はしていません。ただし、北海道を通じて、やはりこの夏、特に北海道の小中学校が非常に暑いということで、各メーカーの方に需要見込数の調査を10月くらいにしておりました。そのなかで各家電メーカーの方に北海道でまとめて、これだけ来年の夏までに稼働する需要が見込まれるので、各メーカーさんでは生産体制の協力をお願いしたいということでしております。

また、エアコンの能力につきましても、地元の電気屋さん含めて設計会社含めて色々ご相談をさせていただいております。施設の広さだとか利用形態等によって4種類の出力を計画しております。

福祉センターで一番大きいものは天吊り型で、おおむね38畳くらいまで冷やせるというもので、冷房標準能力が7.1になっています。それから、次に大きいものが小中学校の職員室に2機ずつ付ける壁掛けタイプなんですけども、こちら1機で大体26畳くらいを冷やす能力があるということで冷房標準能力も6.3、それから一番小さいもの、吉岡小学校の職員室やや小さいということで、ここ2つ付けます。それから吉小中の保健室、ここで大体17畳くらいの冷房能力で4.0の冷房標準能力というような内容です。そのほかの窓枠エアコンにつきましては、先般の新聞報道でもされているように道立学校も安価で手軽に設置できるということで、これをほぼほぼ普通教室に各2台ずつということで計画しております。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

46ページ、小学校と中学校の冷房の件で、このたび国の方でも小学校・中学校・高校に対してエアコンに対しての助成金入ると思うのですが、これって今回は一般財源ではありますが、国からの財源もしくは道からも出てくると思うのですが、その辺も今後、今回は一般財源ではありますが、それは組み替えなり今後それが入った段階で、そちらの方にいけるという意向でよろしいのかを、その辺ももう一度確認したいと思います。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

小中学校の部分に関しては10月くらいにZ o o m会議がございまして、その中で道教委の方から窓枠エアコン、それからスポットクーラー、この2種類の規格を推奨するという示されておりました。

私共の方で今計画しているのが、小中学校で概算で窓枠エアコンの分は420万相当になります。各学校での基準額が1個当たり34万になっています。その基準額を万度にとすることで102万円、おおよそ掛かった費用の4分の1相当になります。順調に行くと今月の下旬くらいには交付決定がなされるのかなというような見通しになっております。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

その次に42ページの熊等による被害対策。ここの部分でスプレー購入に係る消耗品の追加となっているのですが、熊に有効な手段として懐中電灯ですね。要は、光によって熊が逃げる可能性があるんですよ

ね。要は光が強かったらそれに対して熊が来た時にその光で逃げていくような習性もありますので、スプレーのほかに懐中電灯、熊を逃がすとか撃退、撃退というんですかね、逃がす方向として懐中電灯も有効な手段だと思うのですが、夜間にも使えますし、その辺の検討は今後されていくのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

消耗品につきましては、熊スプレーということで特定させていただいております。

議員おっしゃるとおり、懐中電灯については夜間なので、夜間についてはハンターさんも出動はできないという観点から懐中電灯という意識は持ってございません。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

冷房施設について伺います。

福祉センター、それから学童保育は特に競争入札ということではないんですけど、教育関係、学校関係については競争入札ということであります。

そこで、地元業者からの購入というか、そういうことも考えているのか。また、競争入札については、地元の業者そしてまた町外の業者の指名になるのか、その点について伺います。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

この事業につきましては、事業費的にも指名競争入札で、小鹿副町長チーフにした関係課長の中で協議確認しますが、電気の家電を扱っている町内業者、あるいは窓枠エアコンは備品としての納入が可能になってきますので、そういった部分の物品の納入業者のあたりで、なるべく町内業者の中で指名競争をしていただくような形では考えております。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第48号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第48号は可決いたしました。

---

◎議案第49号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第49号 令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

議案の49ページをお開き願います。

議案第49号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,202万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,948万6千円とする。

令和5年12月12日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容につきまして、歳出から説明をいたしますので、63ページをお開きください。

6款諸支出金、1項5目特別調整交付金（新型コロナウイルス関係）償還金882万8千円の追加は、令和2年度及び令和3年度分の新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免措置に対する補助金の償還金で、補助金額の確定額が283万円となったことにより、交付された額が1,165万8千円でありましたので、差額の882万8千円を返還するための追加でございます。なお、国費分につきましては4月会議で補正措置し、返還を終了してございます。

6目療養給付費等交付金償還金319万5千円の追加は、昨年度の第三者行為納入分に係る北海道への返還金の額が確定されたため追加するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、59ページにお戻りください。

5款繰入金、2項1目事業基金繰入金1,202万3千円の追加は、歳出の補正額の財源として基金より繰入れするものでございます。

以上で、議案第49号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第49号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第49号は可決いたしました。

---

◎発委第10号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出について

---

○議長(溝部幸基)

日程第14 発委第10号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1 番藤山大総務教育常任委員長。

○1番(藤山大)

それでは、議会提出議案の3ページをお開きください。

発委第10号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出します。

4ページです。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

冤罪は、最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、我が国にとってはもちろん、地方自治体にとっても重要な課題といえる。

冤罪被害者を救済するための制度としては再審がある。しかし、その手続を定める法律には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者のすみやかな救済が妨げられている。再審開始決定がなされたのであれば、すみやかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国に対して、1 再審請求手続きにおいて捜査機関が保管するすべての証拠を開示すること。

2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限をくわえること。について要望するため、地方自治法第99条に基づき、衆議院議長ほか関係者に、意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は、12月8日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)



質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第10号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、発委第10号は可決いたしました。

---

◎選挙第5号 福島町選挙管理委員会委員の選挙について

---

○議長(溝部幸基)

日程第15 選挙第5号 選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項に規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認め、選挙の方法については、指名推薦とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に、丁子谷雅男さん、澤田勝男さん、野坂禎子さん、江口温志さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員会委員の当選人と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました、丁子谷雅男さん、澤田 勝男さん、野坂禎子さん、江口温志さんが選挙管理委員会委員に当選されました。

---

◎選挙第6号 福島町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

---

○議長（溝部幸基）

日程第16 選挙第6号 選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、選挙の方法については、指名推薦とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員補充員に、石倉正史さん、石岡裕子さん、阿部憲一さん、金谷由美子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました、石倉正史さん、石岡裕子さん、阿部憲一さん、金谷由美子さんが選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長において指名した順序にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、補充の順序は、ただいま議長において指名した順序に決定いたしました。

---

◎休 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本12月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和5年度定例会を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和5年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

---

◎休 会 宣 告

---

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦労様でした。

---

（休会 14時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 藤 山 大

署 名 議 員 杉 村 志 朗